
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、渡辺君、5番、北道君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

15番、木内君。

[15番 木内達夫君質問者席へ]

○15番(木内達夫君) おはようございます。それでは、通告に従いまして、まちづくり自治基本条例、それから教育行政の執行の2点につきまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目のまちづくり自治基本条例についてであります。まちづくり自治基本条例は、平成25年1月にまちづくりの最も尊重すべき規範として制定され8年を経過しておりまして、その中で町長も就任以来この自治基本条例を基本として町政執行に努めているものと認識しているところであります。そこで、条例の目的である町民を主役とした協働のまちづくりについて行政としてどのように取り組んでいるのかを何点か伺いたいと思います。

まず、1点目に、条例第6条では町民、議会及び行政は互いに必要な意見交換や情報提供を行い、共通認識の下にまちづくりが進められるように情報共有に努めるといふふうにございますが、町長は町民や議会に対する情報共有についてどのように努めて、そしてその役割を十分果たしていると考えているか伺います。

2点目に、条例第14条では町長の責務として町の将来について明確な展望や方針を持ち、これを町民に明らかにすることや町民からの意見、要望等の把握に努め、これを適正に判断してまちづくりを進めるといふふうにありますけれども、町長は新ひだか町をどのような町にしたいと考えているのか。そしてまた、町民からの意見、要望等をどのように把握し、町政執行にどのように反映したのか伺います。

3点目に、条例第23条では行政は各種施策の実施に当たってはその内容、効果、必要性、妥当性を整理し、町民及び議会に対して説明責任を果たすといふふうにありますけれども、町長は説明責任を十分果たしていると考えているか伺いたいと思います。

4点目に、条例第26条では町民からの意見聴取や意見交換の機会を積極的に設け、意見、要望等の把握に努めるとありますけれども、まちづくり懇談会のほかにどのような取組を行っているのか伺いたいと思います。

5点目に、条例第30条では条例の評価及び見直しとして条例に定められた事項について定期的に評価し、見直しを行うため自治基本条例評価委員会を設置するとありますけれども、評価委員会の委員構成とその開催状況、また条例の評価結果はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

次に、大きな2点目の教育行政の執行についてであります。教育長は、長年にわたり日高管内の学校教育の現場で勤務するとともに、途中である平成22年からの2年間は日高教育局の義務教育指導監という立場で現場の外から学校教育の指導に努めてきております。また、退職後の平成30年4月からは、新ひだか町教育委員会の指導主事として新ひだか町の教育行政の充実に努めてきております。今年4月1日付で新ひだか町の教育長に就任したわけですが、3月定例議会では町の将来を支える心豊かな人づくりのため教育課題の解決に全力で取り組むと挨拶をされておりますし、その後の新聞報道ではICT機器などを有効活用した学習、コミュニティ・スクールの充実、町の人や教育資源を生かしたふるさと教育を進め、新ひだか町で学んでよかったと思える教育環境の実現に努める、さらには社会教育施設を拠点として町民目線で様々な取組を工夫し、進めたいと述べております。そこで、教育行政の執行について教育長としての考え方、あるいは取組方策等について何点か伺います。

まず、1点目に、教育長は今申し上げましたように、学校現場ですとか日高教育局、そしてまた我が町の教育委員会の勤務経験を通して新ひだか町教育行政を進める上でどのような教育課題や問題点があると考えているのか、そしてまたその課題、問題解決のためにどのような取組を行う考えかを伺いたいと思います。

次に、2点目に、私は学校教育の中で学力向上対策が最重要課題であるというふうに認識しております。全国学力テストでは相当に低い、あるいは低いレベルにあると思われる新ひだか町の学力について教育長はどのような認識を持っているのか、そしてまた学力向上対策の具体的な取組についてどのように考えているのかを伺いたいと思います。

3点目に、新ひだか町立学校再編整備基本計画につきましては、昨年3月に策定されまして、11月16日には住民説明会も開催されております。令和3年度教育行政執行方針でも小中学校の再編整備を計画的に推進するというふうに述べられておりますけれども、現状の進捗状況と地域説明会など今後の具体的な取組をどのように考えているのか伺います。

4点目に、教育長は新聞報道で就任の抱負としてコミュニティ・スクールの充実に取り組むというふうに述べられておりますけれども、現状の取組状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

5点目に、新聞報道で社会教育施設を拠点として町民目線で様々な取組を工夫し、進めたいというふうに述べておりますが、その考え方と具体的な方策は何か伺いたいと思います。

なお、私の質問の中でさきに同僚議員の質問で答弁をいただいている質問につきましては、簡単に答弁をお願いしたいと思います。

以上、2項目について質問いたしますので、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

[企画課長 柴田 隆君登壇]

○企画課長(柴田 隆君) おはようございます。木内議員から御質問の大きな1点目、まちづくり自治基本条例について御答弁申し上げます。

初めに、1点目の条例第6条に基づく町民や議会に対する情報共有についてどのように努めて、その効果が十分に果たされていると考えているのかという点についてであります。町民の皆様に対しましては毎月の広報紙のほかホームページやSNSも効果的に活用しながら町政運営に関する様々な情報を日々発信しているほか、まちづくり懇談会や個別の説明会などの直接的な対話機会の創出、町の審議会等への公募委員としての参画、さらにはパブリックコメントやアンケートなどの手法を用い情報発信と意見聴取に努めているところでございます。また、議員の皆様に対しましては事案の重要度やタイミングなどを見極めながら全員協議会などの場におきまして必要な説明や情報提供などに努めているところでございます。これら対応が十分なのか、不十分なのかは受け手が感じることでありまして、自らが評価することではないと考えますが、性質的にどこまでいっても十分だということにはならないものだと思いますので、今後も適切な情報共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の町長は新ひだか町をどのような町にしたいと考えているのか、また町民からの意見、要望等をどのように把握し、町政執行に反映しているのかという点についてであります。これにつきましては前回の3月定例会の木内議員からの一般質問の際にも同様の答弁をしておりますので、繰り返になってしまうかもしれませんが、若者がこの町に根つき、様々な分野でその活力となって地域を支えてくれるような町にしていくことが町を維持、発展させていくことにつながると考えているところでございます。町民意見等の把握方法につきましては、1点目の御質問でも答弁しておりますので、割愛させていただきますが、把握した意見等に対しましてはその実施の適否を含め政策形成過程におきまして重要な判断材料としながら、実施すべきと判断したのから実現に取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の町長は説明責任を十分に果たしていると考えているかについてであります。1点目の御質問でも御答弁したとおり、自らが評価することではないと考えますが、こちらも性質的にどこまでいっても十分ということにはならないと考えますので、今後も適切に説明責任を果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の町民からの意見聴取等についてまちづくり懇談会のほかにどのような取組を行っているかについてであります。こちらも1点目と重複しますが、まちづくり懇談会のほかに個別の説明会、町の審議会等への公募委員としての参画、パブリックコメントやアンケートなどの実施など事案の内容やスケジュールなどに応じて適切な手法を選択しながら意見聴取等に努めているところでございます。

最後に、5点目の自治基本条例評価委員会の委員構成とその開催状況、また条例の評価結果についてでございますが、自治基本条例評価委員会につきましては町内の公共的団体の構成員や学識経験者、また公募の委員など町民10名で組織しておりまして、毎年1回まちづくりへの町民参画の現状などを評価、検証していただいているところでございます。委員会からの評価としましては、これまで町の取組に対しまして大きな異論はなく、今後に向けた建設的な提案等を幾つかいただいているところでありまして、その後の改善につなげているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 久保田教育長。

[教育長 久保田達也君登壇]

○教育長(久保田達也君) 木内議員からの御質問の大きな2点目の教育行政の執行についての1点目、新ひだか町の教育行政を進める上でどのような教育課題や問題があると考えているのか、

またその課題、問題の解決のためにどのような取組を行う考えかについて御答弁いたします。

社会の変化は年々加速度を増し、複雑で予測困難となってきました。全ての子どもたちの生き方に大きく影響を及ぼすものとなっています。これからの学校には一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら様々な社会の変化や困難を乗り越え、社会の担い手となるために必要な資質、能力を育むことが大きな課題となります。そのため、各学校においては知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養の3つをバランスよく実現することが求められています。このような資質、能力は子どもが進んで自ら課題に取り組み、仲間と協力し合いながら考え、学習を深める主体的、対話的で深い学びを実現することで可能となります。そこで、教育委員会では各学校において問題解決的な学習過程の基本として新ひだか町学びのスタンダードを設定するとともに、ICT環境の活用等による教育のデジタル化を推進してまいります。また、子どもの学びを体験的に深めるために地域の人材や教育資源を積極的に活用したふるさと教育を推進します。教師主導の授業から脱却し、新しい指導観に基づく教育活動を推進するためには、教師の指導観の転換を図っていく必要があります。そのために町研究指定校の公開研究会や各種会議、現職研修会、指導主事学校訪問等を通して教職員の専門的な資質向上に努めてまいります。教育は、町の将来を支える人づくりの基本、基盤となるものです。私は、新ひだか町の教育の大きな責任を担っていることを改めて自覚し、全力で教育課題の解決に取り組んでまいります。

御質問の2点目から5点目につきましては、担当課長から答えさせます。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

[管理課長 田口 寛君登壇]

○管理課長(田口 寛君) おはようございます。それでは、2点目の学校教育の中で学力向上対策が最重要課題であると認識しているが、全国学力テストでは相当に低いレベルにある新ひだか町の学力について教育長はどのような認識を持っているのか、また学力向上対策の具体的な取組についてどのように考えているのかについてですが、昨年度は全国学力・学習状況調査が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったことから、その前年度に実施されました平成31年度調査の結果を基に御説明いたします。

全国、全道との比較ですが、平成31年度の結果からは小学校では全国や全道との差が大きく、依然として厳しい状況にあるものの、前年度である平成30年度調査よりはその差を縮めており、また中学校では全国、全道と比較して大きな差がなく、平成31年度もその前年度との比較で改善傾向にある状態が続いており、着実に学力向上の取組の成果が上がってきていると認識しております。

また、これまで具体的に町教委として取り組んでいる学力向上策について御説明いたします。まず、1つ目は小学生を対象とした平日の放課後学習サポートを青柳、山手の両児童館で実施しております。これは、教育委員会指導主事が児童館を訪問し、町民有志の学習支援ボランティアの協力を得ながら宿題や家庭学習の支援をする活動です。今年度からは新たにこうせい児童館にも訪問し、活動を広げてまいります。

2つ目は、長期休業中の公設学習塾の開設です。静内地区と三石地区に分け、小学校3、4年生を対象として算数の授業を行っており、昨年夏からは国語も取り入れ、さらに冬の公設学習塾ではGIGAスクール構想に基づいて整備された1人1台のタブレット端末を活用した授業を実

施しました。

3つ目としましては、町内全小中学生を対象とした家庭学習強化週間の設定です。小学生は学年掛ける10分、中学生は1年生が70分、2年生が80分、3年生が90分を目安として全町一斉に取り組む期間を年に2回、6月と11月に設定して、家庭学習習慣の確立を目指す取組を推進しております。

続きまして、各学校における取組について御説明いたします。平成27年より授業改善として1つ、学習規律の徹底、2つ、整理整頓をはじめとした学習環境の改善、3つ、授業の学習課題の明示、4つ、まとめ及び学習の振り返りの場の設定などを共通事項として取り組んでまいりました。また、全ての小中学校において校長が学力向上推進教師1名を任命し、各学校における学力向上策の策定及び実施、評価について担当させ、学力向上の核として力を発揮してもらっております。町内小中学校における特色のある取組としましては、少人数グループによる学び合いを深めるため児童生徒の学習形態の工夫や思考ツールを活用して考えを整理したり、組み立てたりする取組が推進されています。学力向上は朝食の摂取率、テレビの視聴時間、ゲーム時間、インターネット、スマホなどメディアに触れる時間の長さなど生活習慣の改善と両輪で進めていく必要があることから、各学校においては児童生徒への指導はもとより、学校だより、PTAの研修会等を通して保護者の皆様への啓発に取り組んでおりますし、教育委員会としましても先ほど説明しました3つの取組のほか、家庭学習のすすめの配付や町広報、町公式ホームページでの呼びかけに取り組んでおります。

以上の取組を学力向上のため今後も継続しつつ、児童生徒の学習過程として問題解決的な学習過程の新ひだか町学びのスタンダードを基本として、教師用のデジタル教科書や学習者用デジタル教科書の活用、タブレット端末を活用したドリル学習や学び合いの授業などICT機器を効果的に活用し、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、さらに学力の向上を推進してまいりたいと考えております。

3点目の新ひだか町立学校再編整備基本計画の進捗状況について御答弁いたします。本基本計画につきましては、議員の皆様には昨年5月22日に全員協議会にて御説明させていただき、その後11月16日には住民説明会を開催し、47名の方々の参加をいただき、基本計画の内容を説明させていただいたところでもあります。また、基本計画にも記載しておりますが、学校施設の劣化状況が進行している山手小学校につきましては早急に進める必要がありますことから、令和2年12月22日に学校別説明会を開催したところ、29名の方々に御参加をいただき、改めて基本計画の内容を説明させていただいたところでもあります。この全体説明会と山手小学校の学校別説明会では、いずれの説明会においても参加された皆さんから基本計画や再編整備そのものに対する反対意見はありませんでしたが、再編の時期や再編先の学校がどのようになるかなど御意見がありましたので、改めて説明を行うこととしております。現状の進捗状況でございますが、説明会からこれまでの間に新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されたことなどから、保護者等への説明会を開催できる状況にありませんでしたので、教育委員会内部での協議は進めているものの、対外的な説明会は開催できていない状況であります。基本計画にも記載しておりますとおり、新ひだか町の学校教育においては子どもたちが未来社会を生き抜いていく上で必要な資質、能力を確実に身につけ、より高めていくためにも活力ある学校づくりが必要でありますことから、学校規模の適正化は必要不可欠であると認識しております。今後におきましては、新型コロナウ

イルス感染症などの状況を見極めつつ可能な限り早い時期に保護者等の十分な理解と協力が得られるよう逐次説明会を開催し、再編整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

4点目のコミュニティ・スクールの現状の取組状況についてですが、昨年度には町内全小中学校において学校運営協議会が発足し、全ての学校がコミュニティ・スクールとなりました。登下校時の見守り活動など実際に取組を開始しているところもありますが、どのような活動を地域と共に展開していくのか、現在各学校に設置された学校運営協議会において検討を進めているところでもあります。教育委員会としましては、コミュニティ・スクールを通じて地域と学校が連携しながら創意ある取組を推進するため相談体制や具体的な活動例を紹介するなどサポートしていくとともに、当面は地域と学校をつなぐパイプ役としてのコーディネーター機能を果たしていく必要があるものと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 大久保生涯学習課長。

[生涯学習課長 大久保信男君登壇]

○生涯学習課長(大久保信男君) おはようございます。木内議員御質問の大きな項目の2つ目、教育行政の執行についての5点目、新聞報道で社会教育施設を拠点として町民目線で様々な取組を工夫し、進めたいと述べているが、その考え方と具体的な方策は何かについて御答弁申し上げます。

公民館や各種体育施設、また図書館や博物館などの社会教育施設におきましては、町の将来を担う子どもたちをはじめ町民の方々が生涯を通して心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう学習機会の確保と学習環境の充実に努めてまいりたいと考えております。具体的には既に実施しているものもございますが、町民からのニーズを把握するため施設や実施する事業内でのアンケートなどを行うとともに、学習相談も随時受付をしておりまして、町民の要望に応えられるよう教育情報の収集と町のフェイスブックやツイッターなどのSNSを利用した情報発信により一層努めてまいります。公民館や体育関係施設を拠点とした取組では、各世代に対応したスポーツや生活文化事業の取組に工夫を加え、事業の充実に努めてまいりたいと考えておりまして、主な事業といたしましては幼児世代を対象にした運動教室や小学校低学年向けに駆けっこ教室など子どもたちの運動機能の成長や発達を促すことを目的にした事業を実施いたします。また、ICTを活用した取組として、昨年開設したユーチューブの新ひだか「まなび」チャンネルを活用しまして家庭教育学級や文化講座などの各種講座等を発信して、多くの方々に生涯学習の機会を提供できるよう努めてまいります。

図書館では、幅広い年代の学習活動を支援するための各種事業を計画しております。具体的には、親子を対象としたお話会や縫いぐるみお泊まり会、児童を対象とした図書館クイズ等のレクリエーション事業、一般向け、児童向け作品を使用しての映画上映会、地域との連携によるまちゼミ関連文化講座等を予定しております。

次に、博物館を拠点とした取組として、町民に郷土の歴史や文化などへの関心を高め、理解を深めてもらうため展示や講座等の開催を計画しております。特に本年度は明治時代に本州各地から本町へ移住した人々に焦点を当てた特別展、移住した人々を開催するほか、移住した人々ゆかりの地を巡る見学会を開催します。具体的には特別展は通常開催のとおり資料を展示し、その様子を撮影してユーチューブ、新ひだか「まなび」チャンネルで見られるようにします。また、見学

会についても見学場所を職員が巡り、その様子を撮影して、同じくユーチューブで見られるようにします。この特別展と見学会の開催を契機として、博物館の空間的な制約を取り除くことができるICTを活用しながら博物館に蓄積されたものや知を社会に循環させる取組を進めてまいります。

これらの事業実施に当たっては感染症対策に十分配慮し、都度状況を見極めながら取り組んでまいります。今後も町民がより身近に感じ、親しみながら学ぶことのできる公民館、図書館、博物館、体育施設を目指し、関係機関、団体と連携しながら社会教育の充実に努めてまいります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 一通り御答弁いただきました。ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきます。

まず、1点目のまちづくり自治基本条例についてでございますけれども、情報共有につきまして企画課長から町民や議会に対し様々なツールによって情報発信、あるいは意見聴取に努めているというような答弁がございました。ただ、私は議会に対する情報共有について十分ではないのではないかとこのように考えているところがございます。全員協議会では、議案のほか重要案件等について説明を受けております。ただ、例えば一昨年の老人いこいの家の風呂の廃止問題ですか、あるいは今回の花いっぱい運動の問題、それから今回の基金条例の制定の日高線の代替交通確保対策、基金条例の制定などなど、どうしても議会側から情報共有を求められないようなもの、こういうものについては行政側から積極的に所管委員会に情報提供すると、そしてまた情報共有すると、こういうことが必要なのではないかとこのように考えておりますが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 坂総務部長。

○総務部長(坂 将樹君) 木内議員の御質問が以前から町の情報提供というのが足りないのかということか、それとも以前と比べて最近の情報提供が足りないのかというのが分かりかねますが、まずは個々の事案で情報提供を失念していたケースもあったことについては、反省すべき点だというふうに考えてございます。しかし、議会に対しての情報提供に関する基本的な町の考え方につきましては、従前と比べ情報提供自体について控えるですとか、あるいは欠いているという認識はございませんので、そこについては御理解をいただきたいと思います。ただ、私が周りの部課長職とよく話をしますと、全員協議会及び委員会等の運営方法が変わったことによりまして対応が難しくなったという声をよく聞きます。例えばただいま木内議員の再質問の中で幾つかの項目挙げられましたが、幾つかの項目、常任委員会に情報提供すべき案件ということで幾つか挙げられましたが、この中で基金条例の制定のことも挙げられました。議案になる案件を常任委員会に情報提供し、説明するのは議案の事前審議に該当するのではないかとこの考え方もございまして、常任委員会で説明すべき案件か、それとも常任委員会ではなく、直接全員協議会で説明すべき案件かなど、町側としてはその判断を難しく感じるところもございまして、これが原因ということではありませんが、そのようなことも職員側の対応として微妙に影響している部分があるのではないかとこのように感じております。いずれにいたしましても、基本的には従前のスタンスとは変わりなく、壇上で企画課長が申し上げましたとおり、今後も適切な情報提供に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 今総務部長の答弁ありましたけれども、私も非常に難しい部分があるのだろうと思います。要するに情報共有する、提供する場合にタイミングだとか、そういう部分いろいろあると思いますので、それは十分検討していただいて、あるいは議会とのやり取りの中でどう整理していくのかということをやっていければいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次に町長の責務について再質問をさせていただきますけれども、町長のまちづくりに対する考え方ですとか、あるいは政策、政治姿勢などにつきまして町民や議会にどのような形で明らかにするのかということを考えてみますと、答弁でもありましたように、自治会長会議ですとか、あるいはまちづくり懇談会、いろいろあります。ただ、議会での一般質問での質疑、これも重要だと私は思っております、例でいいますとさきの3月の畑端議員の質問で、実は議長の議事整理権の発令で答弁には至っておりませんが、質問の内容がまちづくりの仕上げの考え方という質問でしたので、私は町長が答弁すべきものというふうに感じていたところでございます。町長は、広報紙のずぼらな日記、これに日常生活の出来事を中心に記事を載せております。ただ、政策的事項、あるいはまちづくりに対する思いなどはやはり議会を通して町民に積極的に明らかにするというのが責務であり、役割でもあると私は考えておりますが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 今手厳しいお言葉をいただいたところでございます。私の発信力不足ということの木内議員は御指摘いただいたのでないのかなというふうに思っております。私の仕事の仕方のスタンスとして一つ、これ変わらないスタンスなのですけれども、例えば町民の方の声をどうやって聞いているのだというきつと疑問があらうかと思っておりますけれども、役場の組織というものはやはり職員が積極的に動いていただいて、現場に出て行って、町民の方々の意見を吸い上げてくる、その繰り返しによって組織力が上がるというふうに思っております。私がいろんなところに行って、いろんなことをやるという、これも一つの方法かもしれませんが、私は職員の方々にもっともっとスキルをアップしていただいて、組織力を上げてほしい、そういうふうな思いもありますので、今の私の仕事の仕方としてはそのような方向でやっていると。ただ、そういう中で町長としての発言、思い、そういうものが伝わらないよと、あなた何考えているのだと、言葉を返せばそのようなことかというふうに思っておりますけれども、私は隠し看板ない性格でありますから、例えば質問されますと直球で答えます。直球で答えますと、そこで終わってしまう場面が多いと思うのです。それであれば、議会との中での意見交換、質問をして、それに答えるというだけであると、意見交換の時間がない感じなのです。実感として意見を交換しているというふうに思えないのです。ですから、もしよければこのような形ではなくて、もっともっとオープンな形での話をさせていただければ、もっともっといろんな前向きな回答なり話合いができるのではないかなというふうに思っているところでございますので、先ほど坂部長からも情報提供が少ないのではないかということに対してお話をさせていただきましたけれども、何も我々隠すものもありませんし、話せないものは話せないではっきり申し上げますので、その辺につきましては我々と議会との間でいろいろと今後も協議を進めながらもっとフランクでオープンな話合いをさせていただければというふうに思うところでございます。御指摘の点につきましては、今

後私としてもいろいろ考えながら対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それで、次に移りますが、町民からの意見聴取等、これ答弁もありましたし、今町長のお話もありましたけれども、町長に伺いたいのは町長が直接産業団体ですとか各種団体、そういうところに出向いて意見交換を行ったことがあるのかどうか。

それから、もう一つ、町長大変忙しいので、時間もないのかもしれませんが、またコロナ禍ということもありますけれども、仮に時間が空いたときに、今まで3年間の中でもいいのですけれども、例えば、町長恐らく朝早く起きていると思うのですが、早く起きて入船漁港行くとか春立行くとか三石行くとか、漁業者の現状どうなっているのかとか、あるいは農家のほうに出向いて、ハウス、今収穫時期です。ハウスを見てくるとか見たときに話を聞くとか、そういうような直接現場に出向くということが今まであったのかどうか、それから今後どのような、そのことについてどのような考え方でやっていくのか伺いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 産業団体の方ですとか、そういう方との意見交換ということは、例えば私のほうから積極的にこの案件について皆さん集まって意見交換させてほしいと、私が出席するので、私がじかに聞きたいというようなことでの開催については行ったことはございません。ただ、いろんな会合に呼ばれますので、その場ではいろんな意見交換をさせていただいていると。そういう産業団体とかいろんなところの意見交換、意見聴取というのは、例えばこのコロナ禍におきますとまちづくり推進課長が中心となって商工会に行ったり、いろんなところに行って、実際に生の声を聞いて集めておりますし、一次産業の団体でありますと農政課長ですとか水産林務課長ですとか、そういう方々がそれぞれの団体にお伺いしているというふうに思っています。

あと、築港に行って漁師の方と話したことがあるかというようなお話かというふうに思いますけれども、私もお話しするのは全然やぶさかではないですし、具体例でいいますとそういう例えば農作業の現場に行くとか築港に行って話しかけるかというのはあまり経験はありませんけれども、ぷらっと行って、自分で車で行って様子をうかがっていることは多々あります。1つ実例を申し上げ……これはちょっと違う例なのですが、昨日花いっぱい運動のお話がありまして、犬を連れて私散歩をしていると、花を植えていた方がお二方の夫婦だったのです。その方が私町長だというふうにきっと分かったのだと思うのですが、その方から声かけられまして、町長、花配らないということはどういうことだとお母さんに怒られまして、そのお母さん、自分で買って来て、花植えたよ、それありがとう、その場でやっぱりありがとう。ただ、こういう時代の中で皆さんが集まって、今も缶コーヒー飲みながら、マスク外しながらやっているわけです。ですから、それはそれで付き合いとしてはいいのだと思うのですが、そういうものを役場として助長するわけにいかないのだと、来年また配るから一生懸命また植えてやというような話を休みの間とかですとありますし、もう一点はこれも町の中であったことですが、自転車で帰ってきたおじさんがいまして、こんにちとは言ったら、そのおじさんが今ワクチン打ってきたわと。どうだったと言ったら、大したスムーズだと。痛くないかいと言ったら、いや、全然痛くないと。3週間後にまた行くわ、どうもねというような感じで、私はそういう感じで町民の皆さんとはお付き合いをさせていただいて、格式張ったような形での、木内さんが今おっしゃった団体の方集めてどうだとかということよりはむしろそういうタッチで接しさせていた

だいているというふうに答えさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 町長の後段の実際に町民の方から話を聞いたというのは非常に私大事なことでないかなと思いますので、今後もぜひ積極的にそういうような取組というか、考え方で進めていただければいいのかなというふうに思います。

それでは、次の2点目の教育行政の執行について再質問させていただきます。教育課題につきまして教育長から子どもたちの資質、能力を高めることが大きな課題であると、そのためには知識及び能力の習得ですとか思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養、この3つのバランスをよく実現することが求められているのだという答弁がございました。私もそのとおりだというふうに思っておりますけれども、先ほど質問しましたように、学力向上対策ですとか、それから学校再編基本整備計画を進めると、こういうことも非常に重要な課題であろうというふうに思っておりますけれども、教育長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 片山教育部長。

○教育部長(片山孝彦君) 考え方についてでございますけれども、私のほうから御答弁させていただきます。

学校再編のこと中心になりますが、全国的に少子化が進んでおりまして、当町においても御承知のとおり人口減少、児童生徒数の減少が続いております。そんな中で全ての学校においてそういう小規模化が進んでいるという状況にありますことから、一般的に今小規模校のことを申しますと、児童生徒一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握できるということ、それからきめ細やかな指導を行いやすいといったようなメリットがあるとされております。しかし、学級の児童生徒数があまりにも少ない場合、班活動、グループ分け、協働的な学習を取り上げる課題に制約が生じるなどのデメリットもあるのも事実でございます。そんな中、義務教育段階においては児童生徒の能力を伸ばしつつ未来社会を生き抜いていく上で必要な資質、能力を確実に身につけるため今後の教育においてはより主体的に学び合う活動など協働的な学習を通じて意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められております。小規模校ではこうした新たな時代に求められる教育活動を充実することが難しいと考えられておりまして、一定規模以上の児童生徒の集団が確保されることによりまして学級編制、いわゆるクラス替えが可能となるほか、クラブ活動、部活動への柔軟な対応や習熟度別指導などクラスの枠を超えた活動、多様な指導体制の構築、また経験年数、専門性などバランスの取れた教職員の配置など望ましい学習環境を確保できるものと考えております。したがって、学校再編は非常に重要な課題であるという認識しており、基本的には計画に基づきまして進めてまいりますけれども、財源等の問題もありますので、その点十分従事者との協議も行いながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、再編整備には当然保護者等の十分な理解と協力を得る必要がありますことから、丁寧な議論を行いながら進めてまいりたいということで考えてございます。

なお、進捗状況につきましては議会の皆様には適宜提供させていただきますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それでは次に、学力向上対策についてお伺いしたいと思います。答弁で放課後学習サポートですとか公設学習塾等々、それから各学校の取組について詳細に答弁をいた

だいたところでございます。教育長が述べておりますように、教職員の資質、能力の向上も学力向上対策に欠かせない要素であるというふうに考えておりますけれども、一方で教職員の人事交流による活性化も必要でないかと考えているところでございます。人事につきましては、北海道教育委員会の所管であるということは十分承知しておりますけれども、私は特に日高管外との人事交流を積極的に進めるべきではないかというふうに考えているわけですが、教育長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) お答えします。

まず、道費負担でございます教職員の人事につきましては、木内議員の御指摘のとおり、これ北海道教育委員会の権限ということになってございまして、ただ制度としまして3年間を日高管外の学校で勤務するということによって学力向上や生徒指導等の教育課題の改善など教職員としての資質、能力の向上を図って、その経験をまた3年後に日高管内に戻ってきて還元する広域人事制度というものがございまして、町教育委員会としましては教育長がその候補者を推薦することができるということとなっております。このような人事交流による教職員の資質、能力の向上につきましては当然必要不可欠であるというふうに考えてございますけれども、実は学校現場におきましては優秀な人材を候補者として推薦したものの、その後任の人事、これへの不安とか、あと先ほど申し上げた人事交流期間、3年間終わっても必ずしも新ひだか町に帰ってこれるというような確約がないものですから、なかなか制度の運用上難しい部分もあるのが現状でございます。いずれにいたしましても、教職員の資質、能力の向上、これにつきましては学力向上にも関わってくる問題でございますし、児童生徒の教育環境の充実という面においても欠かせないというものでございます。特に他の管内の学校を経験するということは教職員のスキルアップ、それから組織の活性化という点からも非常に重要ではございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、権限のちょっとない中でございますので、教育委員会としても可能な限り取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それで、実際に、過去5年、3年でもよろしいのですが、管外からの人事交流、広域交流ですか、今の、答弁ありました。そういう実態というのは把握しておりますか。もししてれば、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) 過去5年間程度での間での管内のこの人事交流制度を使っているということは、当町においては実情ございません。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) そういう制度があるとすれば、それを活用するということを考えるべきでないかなというふうに思いますので、御検討いただければありがたいなというふうに思います。

それで、次に学校再編整備基本計画、これは部長のほうから細かく目的、内容についてお話がございました。そこで、それを踏まえて確認させていただきたいのですけれども、小学校5校で再編する、これ高静小学校に4校再編する、中学校は静中、静内中学校に再編すると、こういうことだと思うのですが、それで現状の高静小学校、それから静内中学校、これの施設規模的に、仮に小学校でいうと新校舎を建設しない中で再編を進めるということならば、現状の施設が受入

れできるのかどうなのかと、こういうふうになるわけですがけれども、その辺のことはどういうふうに、可能であると、現状のままで再編する、段階的に再編するということは可能という考え方を持ってよろしいのかどうなのか確認をさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) 本年5月1日現在の静内地区の児童生徒数につきましては、今後対象になりますのでは小学校では863名、中学校では441名でございます、この児童生徒数を現在の学級編制の基準に換算いたしますと、小学校で28学級分、中学校で13学級分というふうになりまして、現在の高静小学校、あるいは静内中学校の教室においては教室数は不足するというような内容になってまいります。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) いずれも不足するというので、仮に中学校の再編を考えると、現在のままでは第三中学校は統合できない、ですから静内中学校を増築すると、こういうことが必要であるし、小学校も28学級ですか、今の答弁では。これも4校をそこに、段階的に進めるにしてもこれはできないという解釈ですか。特に小学校でいうと4校ありますから、保護者等理解を得て、再編を進める場合に仮に山手小学校を早急に進めるべきということで今やっていますけれども、その場合に今の高静小に山手小を段階的、先に再編すると、こういうこともできないと、こういうことで考えてよろしいのですか。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課長(田口 寛君) 先ほど申し上げた部分については、静内地区の学校全てを一遍にというような形でございまして、今のお話の山手小学校を先行して高静小学校に統合するというのであれば、現状の規模で十分入るといったような内容にはなってまいります。また、施設自体につきましては児童生徒数、年々、昨年、基本計画をつくりました令和元年5月1日現在の推計、あるいは本年、令和3年5月1日現在の推計におきましても例えば令和7年、5年後、10年後というものを見通した際には、やはり少子化が当初の予定よりもかなり早く進んでいるというのが現状でございます。こちらのほうは、施設規模というものについては財源の問題もございまして、そういった児童生徒数の推移を十分に考慮しながら今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それで、この件でもう一点だけ再質問しますけれども、今現在山手小学校、1回目説明会をしております。これ行動的にも早急に進めなければならぬと、こういうことがあって、そういうことで進めている。今後また説明会を重ねるといって、先行していこうというふうに思いますけれども、そのほかの学校についての今後の進め方というのはどういうふうに考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 太田管理課主幹。

○管理課主幹(太田康紀君) 山手小学校以外のその他の学校につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつというふうにはなりますけれども、同時並行的に順次説明会を開催いたしまして、可能な限り早い段階で保護者の御理解、御協力をいただけるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) いずれにしても、保護者等の理解を十分得るように努力していただきたい。そして、進めていただきたいというふうに思います。

次に、教育長は就任後に社会教育施設、たくさんありますけれども、実際に現場を視察したことがあるのかどうなのか。仮に視察したという場合には、それぞれの施設の在り方について検討が必要だなど、この施設はこうしなければいけないなどというようなことで感じた施設があるのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 久保田教育長。

○教育長(久保田達也君) 木内議員の社会教育施設の現場視察と施設の在り方についての御質問だと思いますので、お答えしたいと思います。

社会教育施設の現場視察につきましては、私も町内の学校現場にいましたし、また指導主事で3年間もお世話になりましたので、そういった機会を通じて当然町内の施設についてはいろいろと利用させていただきました。あと、教育長に就任しましてすぐ4月6日から4月8日の3日間使いまして、教育部各課のヒアリングと町内の全施設を回らせていただいて、視察を行っています。その際に各課から事業説明を受けたり、あるいは所管施設の現状を実際に施設行って見させていただいています。御質問の施設の在り方についてですが、本町の教育課題の一つであるふるさと教育だとか、あるいは特色の一つである町民と馬との触れ合い、あるいは馬を生かした教育活動の関連で申しますと、私自身ライディングヒルズ静内の在り方についてももう少し施設の有効活用というか、それについて図っていかなければならないかなというふうにして考えています。このことについては、現在担当課において施設活用の検討を進めていただいているところです。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 分かりました。それで、教育長、後段に最後申し上げましたライディングヒルズですか、これについてはそのように、私も同じ考えでおりまして、これは検討が必要だろうというふうに思っております。

それで、最後の質問になると思うのですが、そこで私が平成31年3月議会で地域交流センターピュアプラザの2階の町民ギャラリーについて実は質問させていただいております。町民ギャラリーの利用者が少ない、当時の答弁でいただいたのは年平均651人、それから1日当たり1.8人の利用しかなかったということもありますし、当時_____も建設されているということもありまして、見直しを検討すべきでないかという質問させていただきました。答弁では検討したいということもございましたので、その検討結果がどのようになっているのか伺いたいのと、この町民ギャラリー、教育長も施設見られたということですから、どのような認識を持っているのかを併せて質問させていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 斉藤文化振興課参事。

○文化振興課参事(斉藤大朋君) まず、結論から申し上げますと、町民ギャラリーについては年1回程度の部分的な展示更新をしながら運営していくこととしました。当時木内議員からは町民ギャラリーの見直しを検討するに当たっては展示をやめることも考えてみてはとの助言をいただきましたので、そうすることも検討したのですが、展示をやめると今まで展示していた資料の行き場がなくなるため、資料を保管する場所が見つかるまでは展示を続けるべきと判断しまして、今に至っております。なお、令和2年度に旧川上小学校と旧延出小学校の一部を町内5か所に分

散収蔵している博物館資料の保管場所として、集約施設として利活用することとなりまして、町民ギャラリー展示資料の保管場所の問題も解決の見通しが立ちましたので、町民ギャラリーの見直しについては現行の展示に代わるより効果的な利用方法が町民等から新たに示されたときですとか、地域交流センター自体の在り方を見直すときに新たに、そういった適切な時期を見計らって現行の展示をやめることも検討課題に挙げて、再検討したいと考えております。そのようなときが来るまでは、初めに申し上げましたとおり、年1回程度の部分的な展示更新をしながら町民ギャラリーを運営し、本町の基幹産業であり、地域の魅力でもある馬について知る機会の提供に努めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 答弁をいただきましたけれども、これ町民ギャラリーの展示物で借用しているものというのはあるのではないかなと思うのですが、この辺は何点ぐらいあるものなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 斉藤文化振興課参事。

○文化振興課参事(斉藤大朋君) 今町内の牧場さん等およそ10件ほどで大体……からお借りしておりまして、およそ50から100ぐらいの資料でございます。例年、毎年3月末、あるいは4月に引き続き借用いただけませんかということで御依頼かけておりまして、年に平均1件から2件ほど返却をしてほしいというお話もありまして、その都度お返ししていった結果、今およそ10件くらい、平成19年の開設以来、最初30件、40件あったのですがけれども、そのような形で減ってはきております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時49分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を終結し、次に進みます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第3、議案第7号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤契約管財課長。

[契約管財課長 佐藤礼二君登壇]

○契約管財課長(佐藤礼二君) ただいま上程されました議案第7号について御説明申し上げます。

議案第7号は、財産の無償譲渡についてでございます。これは、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、新ひだか町学校跡地の利活用に関するプロポーザル提案募集により公募をしておりました旧静内第二中学校へ北海道鹿美健株式会社より応募申込みがあり、当該施

設の事業提案者に決定したことから、建物は無償譲渡、土地は有償譲渡することにより新たな起業の促進や雇用の創出など地域の活性化に資する利活用を図ろうとするものでございます。

1の譲渡する財産でございますが、名称は旧新ひだか町立静内第二中学校、所在地は新ひだか町東静内270番地の11、無償譲渡する建物ですが、校舎で、構造は鉄筋コンクリート造二階建て、床面積2,199.18平方メートル、建築年は昭和45年、次に体育館で、構造は鉄骨造、平家建て、床面積627平方メートル、建築年は昭和46年、次に車庫で、構造は鉄骨造平家建て、床面積191.23平方メートル、建築年は昭和51年、次に物置で、構造は木造平家建て、1枚おめくりください。床面積30.67平方メートル、建築年は昭和52年、次に温室で、構造は軽量鉄骨造平家建て、床面積18.64平方メートル、建築年は昭和45年、次に屋外トイレで、構造は木造平家建て、床面積8.02平方メートル、建築年は昭和45年、次に物置で、構造は木造平家建て、床面積10.08平方メートル、建築年は昭和52年、次に物置で、構造は木造平家建て、床面積5.36平方メートル、建築年は昭和45年で、合計8棟の建物でございます。

2の譲渡の相手方ですが、新ひだか町東静内270番地の11、北海道鹿美健株式会社代表取締役 鄭 権様でございます。

3の譲渡の理由ですが、新ひだか町学校跡地の利活用に関するプロポーザル提案募集要項により当該施設の事業提案者に決定した北海道鹿美健株式会社へ無償譲渡し、利活用を図るためであります。

4の譲渡の時期ですが、令和3年8月1日を予定しております。

なお、参考資料といたしまして施設の位置図、建物図面及び契約書を添付してございますので、お目通しいただければと思いますが、契約につきましては令和3年5月28日に相手方と仮契約を締結したところであり、議会の議決を得た日をもって本契約とすることとしてございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、渡辺君。

○4番(渡辺保夫君) ちょっと1つだけ聞きたいのですけれども、7条と8条をよく見てもよく分からないのだけれども、例えば体育館だとか全部譲渡した後に使い切れない場合、第三者に譲り受けたほうが貸したり、部分的に貸すということは可能なのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤契約管財課長。

○契約管財課長(佐藤礼二君) その部分につきましては、第12条の用途指定の追加等におきまして所有権の移転、もしくは権利の設定が生じたときはあらかじめ甲の承認を得ることで可能となっております。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第7号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第7号 財産の無償譲渡についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号から議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第4、議案第8号 令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)から議案第13号 令和3年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第1号)までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田総務課長。

[総務課長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(上田賢朗君) ただいま上程されました議案第8号から議案第13号について御説明いたします。

初めに、今回の補正予算の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用した事業や早急な対応が必要となっている経費について、今回補正しなければ事務事業の実施に支障を来すものにつきまして計上してございます。また、人事異動等に伴う人件費関係では、これまでと同様に令和3年度当初予算における人件費については令和2年9月1日現在での現員現給を基本として予算計上させていただきましたが、その後の給与改定や令和3年4月1日付の人事異動等の発令に伴いまして整理を行ってございます。人件費の内容の総括説明につきましては、さきの全員協議会において説明してございまして、説明が重複いたしますので、改めての説明は省略させていただきます。また、その他の経費につきましても内容の説明は一通り済んでございますが、改めて説明が必要と考える項目についてその概要説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この後、各会計の補正予算につきましても人件費の整理に基づく項目につきましては説明を省略させていただきます。また、各会計の歳出事項別明細書の後ろに給与費明細書を添付しておりますが、こちらにつきましても説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しいたきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明を行います。補正予算の議案は、別冊となっております。議案第8号は、令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)でございます。

令和3年度新ひだか町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億9,413万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億950万5,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、一般13ページをお開きください。3、歳出でございます。2款 総務費、1項 総務管理費のページ下段の11目 地域振興費でございますが、3億7,402万円を追加しようとするもので、人件費のほか、14ページに参りまして事業目

14、アイヌ政策推進経費では766万1,000円の追加でございます。新ひだか町のアイヌ文化を魅力的に発信する環境整備の一環として史跡シベチャリチャシ跡エリアの整備を行うもので、国のアイヌ政策推進交付金の追加交付の見込みが立ったことから、今回補正しようとするもので、財源として道交付金を612万8,000円充当してございます。その下、事業目17、日高線代替交通確保対策事業では3億6,643万2,000円の追加でございます。こちらは、JR北海道から日高線代替交通確保対策に係る支援金として3年間で約20億円交付される予定ですが、そのうち本年度分として7億3,500万円交付されることから、これを一旦全額を基金に積み立て、管理、運用しようとするものでございますが、本事業では当該年度執行分としまして3億6,643万2,000円を基金から繰り入れ、日高地域広域公共交通確保対策協議会へ交付しようとするものでございます。財源として同基金からの繰入金を同額充当してございます。

13目 地方創生費では5,018万6,000円の追加でございます。15ページにまたがり、事業目4、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして所管課ごとに記載してございますが、内容につきましては議案第8号参考資料により御説明いたしますので、別冊の資料を御覧ください。

別冊資料でございます。資料をおめくりいただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業でございまして、3ページにわたり8事業ございます。①の旧老健施設まきばを活用したコロナ陽性者受入れ事業でございますが、新型コロナウイルス感染症陽性者のうち自宅療養とされた軽症者世帯の中から自宅内の隔離が困難な方たちを受け入れる施設として整備するもので、感染者が増加傾向にあり、クラスターも発生している状況にあったことから、早急な対応が必要と考え実施したもので、資料に記載の整備に係る経費について予算計上してございます。

②の高齢者施設等PCR検査助成事業でございますが、資料に記載のとおり、町内の高齢者施設に新規に入所を予定している高齢者や高齢者入所施設で新規で働こうとする方を対象にPCR検査を希望する場合に費用を助成しようとするもので、係る経費のうち国の補助対象外となる分が見込まれることから、この対象外期間に係る経費について当事業で予算計上してございます。なお、本事業に係る国の補助対象期間に係る経費については、別途予算計上してございます。

次のページに参ります。③の飲食店等取引事業者影響緩和支援事業でございますが、休業や時短営業を実施している飲食店等との取引を行っている町内中小事業者やタクシー、運転代行事業者の事業継続を支援するため、経営に影響を受けている事業者に対して支援しようとするもので、係る経費について予算計上してございます。なお、支援要件や支援額につきましては、資料記載のとおりでございます。

④の学生応援ふるさと便事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、通常の生活に不安を抱えながら頑張っている当町出身の大学生等を応援するため、町の特産品をふるさと便として送ることで生活の支援をしようとするもので、資料に記載の内容に係る経費について予算計上してございます。

⑤の特別栽培米販売促進活動支援事業でございますが、外出自粛の影響により特別栽培米、万馬券が町内飲食店での需要減少となっていることから、町内向けの消費拡大を図るため万馬券購入者に町の推奨品を贈呈する販売促進活動に対し係る経費の4分の3をしようとするもので、所要額を予算計上してございます。

3ページに参ります。⑥の漁業生産向上対策事業でございますが、新型コロナウイルス感染症

の長期化に伴い飲食店等の需要減少により下落している水産物の魚価維持や新たな販売体制の構築、販路開拓等を目的として加工品等の輸送経費の2分の1を支援しようとするもので、所要額を予算計上してございます。

⑦の感染防止対策資機材購入事業でございますが、資料に記載のとおり、日高中部消防組合における救急活動等で必要となる感染防止対策資機材を整備しようとするもので、係る経費について予算計上してございます。

⑧の感染症対策物品購入事業でございますが、長引くコロナ禍において公共施設等の感染防止対策を強化するために必要となる物品を整備しようとするもので、係る経費について予算計上してございます。

以上の8事業の財源として他に財源があるものを除き地方創生臨時交付金を5,000万円充当してございます。なお、国の三次補正による地方創生臨時交付金の当町配分の地方単独分につきましては2億1,413万8,000円でございますが、3月定例会で追加上程した分と今回の分を合わせまして1億5,123万円を充当してございまして、残りが6,290万8,000円となっております。残りの交付金の使途につきましては、今後のコロナ禍の状況を見ながら必要となる事業の財源へ充当してまいりたいと考えてございます。

それでは、事項別明細書に戻ります。22ページをお開きください。3款 民生費、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費でございます。1,377万5,000円を追加しようとするもので、人件費のほかページ中段の事業目4、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の福祉課分になりますが、1,830万1,000円を計上してございます。こちらは、コロナ禍による影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対しての生活支援として子育て世帯生活支援特別給付金を支給しようとするもので、基準日時点で18歳未満の児童、障がい児の場合は20歳未満を対象とし、対象児童等を養育する父母等で、かつ令和3年度分の住民税が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった方に対して児童等1人当たり5万円を支給しようとするもので、支給に要する経費を予算計上してございます。当事業の財源としましては、給付金に対して国の子育て生活支援特別給付金給付事業費補助金を1,520万円、係る事務経費に390万円を充当してございます。

次に、24ページに参ります。4款、1項、1目 保健衛生総務費でございますが、1,412万4,000円を追加しようとするもので、人件費のほか事業目8、新型コロナウイルス感染症対策経費で1,400万円を計上してございます。こちらは、先ほど地方創生臨時交付金を活用する事業として説明しました高齢者施設等PCR検査助成事業のうち国の補助対象となる期間に係る経費を予算計上してございます。財源としては、国の疾病予防対策事業費等補助金を700万円、地方創生臨時交付金の補助裏分で700万円を充当してございます。

2目 予防費でございますが、1億694万6,000円を追加しようとするもので、事業目2、新型コロナウイルスワクチン接種事業の総務課分では3,811万円を計上してございます。こちらは25ページにまたがり人件費の補正でございますが、ワクチン接種業務に係る職員の超勤手当や業務に携わる会計年度職員の給料などに係る経費を追加してございます。これら追加経費に係る財源につきましては、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金を同額充当してございます。25ページの中段、事業目2、新型コロナウイルスワクチン接種事業のワクチン接種対策室分では6,884万2,000円の計上でございます。こちらはワクチン接種業務を行う医療機関に対する委託経費になり

ますが、令和2年度からの繰越明許費の中で予算計上しておりましたが、国の交付決定が令和3年度になったことから、現年度分として計上してございます。財源としては、国の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を同額充当してございます。

次に、26ページに参ります。事業目1、保健福祉センター運営事業の健康推進課分で2,620万円の計上してございます。こちらは総合ケアセンターの大規模改修事業でございまして、施設の機能低下などの不具合が生じており、翌年度に予定していた空気調和設備について早急に対応が必要な部分について改修しようとするものでございます。当該施設にあつては当町の保健医療の中核施設であるものの、施設運用後大規模改修を行っていなかったことから、翌年度以降においても順次計画的に改修を行いながら適切な施設管理を行ってまいりたいと考えてございます。なお、財源につきましては総合ケアセンター大規模改修事業債を同額充当してございまして、充当率が100%、後年度の元利償還金の70%に対し普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなります。

次に、30ページに参ります。6款 農林水産業費、1項 農業費、中段の6目 畜産施設費、事業目2、堆肥施設管理経費で374万円の追加でございます。施設内で堆肥の運搬や堆肥の攪拌作業に使用している大型の建設機械のホイールローダーが通常1万2,000時間程度の稼働で更新する車両になりますが、購入から2万1,000時間も稼働しており、老朽化による不具合が発生していることから、車両の更新をしようとするものでございます。

次に、37ページに参ります。ページ中段の8款 土木費、5項 住宅費、1目 住宅管理費、事業目2、公営住宅管理経費で162万6,000円を計上してございます。こちらは公営住宅システムの改修委託経費でございますが、公営住宅使用料の算定における所得税法や公営住宅法施行令が改正されたことに伴いまして、令和4年度以降の使用料に対応するためにシステム改修が必要になったものでございます。

38ページに参ります。2目 住宅建設費、事業目1、公営住宅建設事業で1億5,363万5,000円を計上してございます。令和4年度以降に予定していた静内山手町団地公営住宅建設事業において国の社会資本整備総合交付金の本年度分の北海道配分額に余剰が生じており、当該交付金を予定していた当団地の建設事業への充当が可能となったことから、計画を前倒しして実施しようとするもので、現在ある山手町団地1棟24戸と隣接する旧山手保育所を解体し、4棟14戸の公営住宅を新築しようとするもので、本事業の財源として社会資本整備総合交付金を7,681万7,000円、公営住宅建設事業債を6,780万円充当してございます。

41ページに参ります。10款 教育費、1項 教育総務費で、ページ中段の事業目13、G I G Aスクール構想推進事業で460万9,000円を計上してございます。当事業にあつては、令和2年度より児童生徒1人1台端末等の環境整備を行いました。各学校におけるICTの利活用に対して知見を有する者の人的サポートが必要な状況であることから、国の補助事業を活用したG I G Aスクールサポーターを配置することで児童生徒の学びの支援のより一層の推進を図ろうとするものでございます。当事業の財源としまして、公立学校情報機器整備費補助金を230万4,000円、地方創生臨時交付金の補助裏分を184万4,000円充当してございます。

次に、47ページに参ります。11款 災害復旧費の追加補正につきましては、4月17日から18日にかけての大雨による災害復旧経費でございます。1項 農林水産業施設災害復旧費、2目 林業施設災害復旧費、事業目1、林道災害復旧事業では18か所の災害復旧経費として625万円を計上して

ございます。

2項 土木施設災害復旧費、1目 道路災害復旧費、事業目1、道路災害復旧事業では17か所の災害復旧経費として730万円を計上してございます。

2目 河川災害復旧費、事業目1、河川災害復旧事業では18か所の災害復旧経費として1,010万円を計上してございます。これらの災害復旧事業の財源は林業施設災害復旧事業債を400万円、道路災害復旧事業債を730万円、河川災害復旧事業債を1,010万円充当してございます。また、これら単独災害復旧事業債につきましては充当率が農林漁業施設等施設で65%、公共土木施設等で100%となっており、後年度の元利償還金に対し、財政力指数により変動がございましたが、55%程度が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなります。

次に、48ページに参ります。13款 諸支出金、1項、1目 基金費、事業目1、各種基金積立金では7億3,500万円を計上してございます。こちらは、14ページの事業目17、日高線代替交通確保対策事業で内容を説明いたしましたが、JR北海道から日高線代替交通確保対策に係る支援金のうち本年度分として交付される分を一旦全額を基金に積み立て、管理、運用しようとするものでございます。当積立金の財源でございますが、JR北海道からの日高線代替交通確保対策に係る支援金を同額充当してございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、一般7ページにお戻りください。2、歳入でございます。歳入の内訳につきましては、歳出の説明時に事業の充当財源として御説明をいたしましたので、詳細な説明は省略させていただきますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

なお、今回の収支調整につきましては、11款、1項、1目 地方交付税で9,984万7,000円の減額を行ってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、地方債の補正について御説明いたしますので、4ページにお戻りください。「第2表 地方債補正(追加)」でございます。起債の目的及び限度額が総合ケアセンター大規模改修事業債で2,620万円、農林水産業施設単独災害復旧債で400万円、土木施設単独災害復旧債で1,740万円を追加し、地方債の総額を16億4,740万円にしようとするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、地方債補正、変更でございます。公営住宅建設事業債の限度額を3億3,960万円とし、地方債の総額も17億1,520万円に変更しようとするものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

次に、議案第9号について御説明いたしますので、ピンク色の間紙の次をお開きください。議案第9号は、令和3年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和3年度新ひだか町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億33万2,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

歳出の事項別明細書より御説明いたしますので、国保6ページをお開きください。3、歳出で

ございます。5款 保健事業費、1項、1目 特定健康診査等事業費で183万9,000円の追加でございます。人件費に係る補正でございますので、内容説明は省略させていただきます。なお、当事業の財源でございますが、北海道の保険給付費等交付金の特別調整交付金を同額充当してございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、国保5ページをお開きください。2、歳入でございますが、歳出の充当財源として説明しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

次に、議案第10号について御説明いたしますので、青色の間紙の次をお開きください。議案第10号は、令和3年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和3年度新ひだか町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,063万5,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

歳出の事項別明細書より御説明いたしますので、簡水6ページをお開きください。3、歳出でございます。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費で39万9,000円の追加でございます。人件費に係る補正予算でございますので、内容説明は省略させていただきます。

以上で歳出の説明を終わります。

歳入の御説明いたしますので、5ページにお戻りください。2、歳入でございます。2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 水道使用料で今回の補正予算の収支調整を図ってございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

次に、議案第11号について御説明いたしますので、黄色の間紙の次をお開きください。議案第11号は、令和3年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

令和3年度新ひだか町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,610万5,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

歳出の事項別明細書より御説明いたしますので、下水道6ページをお開きください。3、歳出でございます。1款、1項 下水道費、1目 一般管理費から8ページまでは人件費に係る補正予算でございますので、内容説明は省略させていただきます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、下水道5ページにお戻りください。2、歳入でございます。2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 下水道使用料で今回の補正予算の収支調整を図ってございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

これで私からの議案説明は終わります。議案第12号及び議案第13号につきましては、それぞれ担当課長及び事務長から御説明をいたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 桂田上下水道課長。

〔上下水道課長 桂田達也君登壇〕

○上下水道課長(桂田達也君) ただいま上程されました議案第12号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年4月1日付人事異動等に伴う職員人件費の整理を行うものでございます。

第1条は、総則となりまして、令和3年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正となり、令和3年度新ひだか町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款 水道事業費用では328万4,000円減額し、4億720万5,000円にするもので、第1項 営業費用では328万4,000円減額し、3億7,851万7,000円にするものでございます。

第3条は、資本的支出の補正になり、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,522万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,894万9,000円、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金8,627万2,000円で補填するものとする。

支出、第1款 資本的支出では8万2,000円減額し、3億3,501万7,000円にするもので、第1項 建設改良費では8万2,000円減額し、2億3,332万1,000円にするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。

(1)職員給与費では301万3,000円減額し、6,209万2,000円にするものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりをいただき、水道1ページを御覧ください。こちらは収益的支出の目別の総括になります。続いて、水道2ページを御覧ください。こちらは資本的支出の目別の総括になります。これらにつきましては、お目通しを願いまして、説明を省略させていただきます。

続いて、水道3ページを御覧ください。収益的支出明細書になります。第1款 水道事業費用全体として328万4,000円を減額し、4億720万5,000円にするものでございます。第1項 営業費用では、2目 配水及び給水費、3目 総係費ですが、全節全てにおいて人事異動等に伴う職員人件費の整理となりますので、説明を省略させていただきます。

続いて、水道4ページを御覧ください。資本的支出明細書でございます。第1款 資本的支出全体として8万2,000円減額し、3億3,501万7,000円にするものでございます。第1項 建設改良費では、1目 配水施設改良費ですが、こちらも全節全てにおいて人事異動等に伴う職員人件費の整理となりますので、説明を省略させていただきます。

続いて、水道5ページから6ページは給与費明細書、水道7ページは令和3年度新ひだか町水道事業予定キャッシュフロー計算書、水道8ページから9ページは令和3年度新ひだか町水道事業予定貸借対照表となりますので、お目通しを願いまして説明を省略させていただきます。

以上で議案第12号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

す。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 米田町立病院事務長。

[新ひだか町立病院事務長 米田一治君登壇]

○新ひだか町立病院事務長(米田一治君) ただいま上程されました議案第13号 令和3年度新ひだか町立病院事業会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、町立静内病院、三石国民健康保険病院の4月1日付の職員人事異動などに伴う人件費の補正を中心としております。

第1条は、総則でございまして、令和3年度新ひだか町立病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、令和3年度新ひだか町立病院事業会計予算、以下予算とさせていただきます。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款 病院事業収益は320万4,000円を追加し、19億2,460万4,000円に、第1項 静内医業収益は2,079万6,000円を追加し、10億3,206万3,000円に、第4項 三石医業収益は1,759万2,000円を減し、3億8,304万3,000円にしようとするもので、支出の第1款 病院事業費用は320万4,000円を追加し、19億2,460万4,000円に、第1項 静内医業費用は2,079万6,000円を追加し、12億9,578万1,000円に、第4項 三石医業費用は1,759万2,000円を減し、5億4,557万5,000円にしようとするものです。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものでございます。

1、職員給与費に317万2,000円を追加し、11億4,428万円にしようとするものです。

続きまして、病院の2ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書でございしますが、支出より御説明いたします。1款 病院事業費用、1項 静内医業費用、1目 給与費は2,079万6,000円を追加し、3ページに参りまして、4項 三石医業費用、1目 給与費は1,762万4,000円の減、3目 経費は3万2,000円の追加でございしますが、いずれも人件費の整理となっており、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、病院の2ページにお戻りいただきまして、上段の収入でございしますが、1款 病院事業収益、1項 静内医業収益、1目 入院収益は2,079万6,000円を追加し、4項 三石医業収益、1目 入院収益では856万9,000円の減、2目 外来収益では902万3,000円を減し、収支の調整を図ったものでございます。

以上で収益的収入及び支出明細書の説明を終了いたします。

なお、病院の1ページは予算実施計画書、4ページ以降におきましては給与費明細書、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表となっておりますが、いずれもお目通しをいただき、説明を省略させていただきます。

以上で議案第13号 令和3年度新ひだか町立病院事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 補正予算の2号のところを確認したいのですが、新型コロナウイルス感染

症の防止対策としてPCR検査のところがありますけれども、感染予防対策としてこの検査料を自己負担すれということから、利用の制限が起きたということをお聞きされていますので、この予算というのは非常に利用者にとってありがたいことなのですが、グループホームについては今1ユニット3名までのデイに通うことができます。そこに入居者がいますから、その人たちが検査対象に希望した場合ならなければ感染が広がるという、持ち込むということが可能性があるので、グループホームの通所希望者についてのカウントがこれに入っているかどうかをまず1点確認したいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 及川医療・介護対策室長。

○医療・介護対策室長(及川啓明君) 御質問の通所の対象者の方についてこの事業に入っているかということなのですが、今回こちらのほう疾病予防補助金というものを財源に使わせていただいています。その要件に基づいてPCR検査事業を整備させていただいております。その疾病予防補助金の中には通所に係る補助助成が対象となっておりますことから、今回は入居に限った対応ということで整理をさせていただいております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) カウントされていないということに対して私は非常に納得できないのですが、今現実には18年度から介護保険制度上認知症のグループホーム等についてはデイサービスが利用できるということになっていきますし、これの趣旨からするとやっぱり感染予防ということになると認めてあげるべきだと思うのが1点と、先ほどの総務課長の……

○議長(福嶋尚人君) 質問にしてください。

○6番(下川孝志君) 質問、はい。

では、含まれるべきだと思うのですが、それを入れないことに切った根拠というのをもう一度お願いします。

○議長(福嶋尚人君) 及川医療・介護対策室長。

○医療・介護対策室長(及川啓明君) デイサービスも含めた通所型の方についても新規利用者についてPCRできるということができればちょっと万全というふうに当町も考えてはおるのですが、先ほども御説明させていただいたとおり、疾病予防補助金という補助を財源として今回このPCR検査事業を実施するというところとさせていただいておりますので、その補助金については通所型、通いのサービスについては対象となっていなかったというところから、今回外させていただいているというところで御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 私の質問に対するちょっと答えとしては私は納得できないのですが、制度上グループホームについては通所が認められているわけですから、当然検査をしないで入ってきたときには入居者との一体となったサービスが現状では提供されているわけで、そうすると現状では分けられないわけですから、デイに入ってきた人と入居者と。_____一体となってケアをしていますから、当然それが対象となるべきだということを国に確認すべき内容だったと私は思うのですが、確認しましたか。

○議長(福嶋尚人君) 及川医療・介護対策室長。

○医療・介護対策室長(及川啓明君) これらに係る対応というか、今御質問いただいた内容については、国の補助金のQAにも明確にちょっと書いてあるところをごさいます。あくまでも入

居、入所するという方のみの対象というところは国についても確認をさせていただいているところでは。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) これ確認させていただきますが、議長、一般会計全般ということですか。特別会計も入っていると。

○議長(福嶋尚人君) 今説明あった一括です。

○15番(木内達夫君) 一括ですね。

○議長(福嶋尚人君) はい。

○15番(木内達夫君) それでは、何件か続けて質問をさせていただきます。

まず、12ページの一般管理費の(7)の給与費1億1,365万8,000円の減額補正ですけれども、これは恐らく早期退職だとかいう部分の減額理由だと思うのですが、内容的にどういう内容になっているか確認させてください。

それから、14ページの上のほうです。負担金、補助及び交付金の日高線代替交通確保対策交付金3億6,643万2,000円ですけれども、この内訳はどのような内訳なのか。私の推測では、今年バス転換がありましたから、そういう整備関係ですか、設備整備関係の費用だとか、それから赤字分、これも恐らく入ったことだと思うのです。これ18年間で20億5,500万円という交付金を受けますけれども、その辺の関係でどのような内訳になっているのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

それから、14、15ページ、これ13の地方創生費ございますけれども、説明資料もありますけれども、特に高齢者施設等のPCR検査、これ別な科目でも受けていますが、合わせて1,950万円です。それから、飲食店等の取引事業者影響緩和支援金1,900万円、それから学生応援ふるさと便事業、これ恐らく15ページの上のほうの需用費と役務費を足したもの、732万1,000円だと私思いますが、それともう一つ、特別栽培米販売促進活動支援事業116万2,000円ですか、これの事業積算根拠、あるいは事業の進め方、これがどのようなふうになっていくのか、これを教えていただきたいというふうに思います。

それから次に、老健施設まきばを活用した新型コロナウイルス感染症感染者受入れ事業、これは恐らく健康推進課担当分、14ページの(4)、これの10の需用費と、それから備品購入費を合わせたもの、これが1,000万円、そこで修繕料の内容と受入れ状況、現在恐らくまきばには入っていないのだろうと。退所されているのだと思うのですが、今までの受入れ状況がどうなっているのか伺いたいと思います。

それから次に、25ページの、これは予防費の(2)の最後の部分です。12委託料、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料6,880万2,000円、これの、接種業務を行う医療機関への委託というふうになっておりますけれども、委託先について町内外の医療機関を含めて恐らく住民が接種した医療機関に委託するということだと思うのですが、その積算内訳等についてももう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

それから、最後ですけれども、38ページ、公営住宅建設事業1億5,363万5,000円、これ山手町団地の公営住宅建設事業、令和4年度以降の予定を前倒しで行うという事業ですけれども、現在入所している世帯からしますと急なことで戸惑っているというふうに思います。そこで、入所世帯数ですとか移転先の関係どうなっているのか、補償の内容はどのようなのかということと住民説明

会を含めて完成までの予定スケジュールがどうなっているのか、その辺のスケジュールを詳しく説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 何点か御質問いただきました。それで、私の総務課の分の所管につきましては人件費の関係のことだと思いますので、その部分についてまずはお答えしたいと思います。

今回の人件費につきましては、議員おっしゃられるとおり、退職関係、こういったものが多く関わっております。壇上でも御説明しましたけれども、一旦昨年9月の時点の人件費の現員現給ということで整理してございますので、配属先のない退職の予定の方、そういった方を整理してございまして、まず定年退職ですとか早期退職、こういった方が____方が6名この費目で見えてございました。なので、この部分につきましてはなくなるというところが一番大きくなっております。それと、次に大きなものにつきましては介護サービス事業特別会計、こちらのほうで勤務されていた事務に関わる職員、こちらのほうが整理退職ではなくて、町のほうに戻ってくるというふうなことで、一旦総務費のほうで予算を計上させていただきました。その後今回の補正の中でそれぞれの異動先のほうに人件費を整理したというものが一番大きな要因になってございます。

大きな要因につきましては、以上の2点でございます。

○議長(福嶋尚人君) 及川医療・介護対策室長。

○医療・介護対策室長(及川啓明君) 私のほうからはPCR検査事業の進め方の部分と、あと老健まきばを使った自宅療養者の方についての御質問についてお答えしたいというふうに思います。

まず、PCR検査事業の進め方ですが、先ほどもちょっと下川議員の御質問にもお答えさせていただいたとおり、今回は高齢者施設への新規入所者を対象とした事業という形になっております。入所系の町内の施設、今22施設ございますけれども、その22施設に新規に入所される予定の方に事業所から入所の予定の証明書を発行していただいて、その証明書を町と委託している医療機関のほうに持って行っていただければ、無料で検査を受けられるというような、そういうスキームになってございます。検査費用につきましては、国の補助基準で決められてございまして、PCR検査については基準額2万円、抗原検査については7,500円という形の単価で医療機関、今予定ですけれども、町立病院、三石国保病院、そして徳州会病院、石井病院、この4病院と委託関係を結ばせていただいて、無償で検査を受けていただける体制を整えるというのが事業の骨格でございまして。

また、まきばについてですが、まきばの施設整備に御指摘のとおり今回1,000万円予算を計上させていただきます。内訳でございますが、まず需用費、コロナ入居中に使用する消耗品等で100万円、またコロナ入居する旧まきばの施設修繕というか、改修、急遽にする必要がございましたので、その修繕費用で480万円、そしてコロナ入居中に使用する各種備品、空気清浄機ですとか高圧滅菌の洗濯機ですとかパルスオキシメーター等になりますけれども、それで420万円、合計1,000万円を計上させていただきます。

また、最後に受入れ状況というところですが、今管内の新型コロナウイルス感染症陽性患者の発生状況から見て、想像していただいているとおり、現在については利用者はいないという状況

になっております。それで、利用状況につきましては道庁と保健所との申合せの中で公表しないということで申合せをさせていただいておりますので、そこのほうの数値の公表は控えさせていただきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 私からは、14ページの日高線代替交通確保対策事業につきましての御質問にお答えいたします。

計上しております3億6,643万2,000円につきましては、今年度バス運行していただいている事業者に支援をする予定の額でございます。7町の協議会に交付金として出そうとするものでございます。お尋ねの内訳でございますが、大きく3つございまして、1つはこのバス路線の運行を開始するために必要な経費、例えば管内全域の停留所の標識ですとか、新しい路線に係るバス内の料金表示器ですとか、あと運行システムだとかという設備、これらの準備経費ということで、それがおおむね6,500万円ほど入っています。これは初期投資ですので、今後継続的にかかるものではございません。2つ目にバス車両の購入、これが約2億600万円ほど入っております。現在4月から運行しているバスですけれども、実はグループ内の他の線区から一時的に借りてきているものでございまして、今道南バスにつきましては今年度中に正式に買いたいということで今準備を進めております。JR北海道バスにつきましては、来年度に向けて今購入する準備を進めております。3つ目が赤字補填、いわゆる欠損補助でございます。これがランニングコストとなっていく予定でございます。今回9,500万円ほど計上してございます。本来我々の想定では、単年の赤字というのは4,000万円程度を予定して、その水準を維持しなければなかなか厳しくなるだろうという計算でやっております。ただ、令和3年度につきましては実は国庫補助の適用が間に合わなかったというか、できなかったものですから、20億5,500万円、いわゆる5,500万円分の追加経費をJR北海道からいただいておりますけれども、その分がありまして、今年度は補助適用にならない計算になるものですから、9,500万円という大きなお金を見させていただいているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 私からは14ページの新型コロナウイルス感染症対策のまちづくり推進課分として飲食店等取引事業者影響緩和支援金、この内訳になるのですけれども、1,900万円の予算の内訳は基本額としまして1事業者20万円、これを50事業者分、それから加算額として従業員加算1人3万円、これを全体で300人分、合わせて1,900万円の予算、それから進め方につきましては議決を得ましたらチラシ、あるいは町のホームページ等で周知をさせていただいて、4月1日から8月末までの2か月を申請期間として順次受付を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 私のほうからは15ページの新型コロナウイルス感染症対策事業のうち説明資料の学生応援ふるさと便事業、そして特別栽培米販売促進活動支援事業の2点について御説明申し上げたいと思います。

それで、御質問の事業の進め方と事業の積算根拠、この2点についてでございます。まず、学生応援ふるさと便事業についてでございますが、この事業の進め方といたしましては、町外に在

住している大学生に特産品を送るという事業でございまして、対象者が学生ということで、町内に住民票がないという方もいれば、ある方もいるということで、想定する確定数はちょっと把握できないものですから、それは静内高校ですとか農業高校、あと教育委員会等のデータを基に大体550名程度の学生がいるだろうと、対象者がいるだろうということで想定してございます。それで、7月1日を基準日として町内に住民基本台帳を有する保護者のお子さんということで考えております。それで、7月に入りまして、1日から8月31までの期間を受付期間として受付を始めたいと思っております。それで周知の方法は申請方式、手挙げ方式という形になるのですが、広報に折り込みを入れて周知をするですとかホームページ、あとSNSを使って広く周知をして、申請を募っていきたいというふうに考えてございます。それで、周知はそのような形なのですが、受付は基本的には専用のアドレスを作りまして、今の時代ですから、学生さんはSNS、メール等で申請される方が多いのかなということで、専用アドレスを設けまして、受付していきたいと。そして、受付終了後随時発送していきたいというふうに考えてございます。

そして、事業費の積算根拠でございまして、まず需用費の消耗品につきましては米を含めた町の推奨品550人分が、米が495万円です。お米でいうと495万円、そして推奨品が4つほどになるのですが、これが122万1,000円、そして送付する箱代、これが19万8,000円、合わせまして消耗品費として636万9,000円となっております。そして、役務費、通信運搬費でございまして、こちらは送料ということで、関東圏は平均1,730円かかるということですので、これを550人分見ていまして、95万2,000円というような予算計上させていただいております。

続きまして、特産米の販売促進活動支援事業についてでございますが、こちらはしずない農協が事業主体として万馬券の購入者に対して推奨品を贈呈すると、つけるというような事業でございまして。それで、進め方としましては農協のほうで7月に入りまして新聞折り込みでこの事業の実施に係る周知を行うと。そして、申込みを受け付けまして、配送なり、あと店頭でこの推奨品とお米を購入者にお渡しするというような内容で今進んでいるところでございます。それで、事業費としては補助金として116万2,000円というふうになるのですが、全体のこの事業費としては154万9,500円の事業費で、4分の3補助ということで116万2,000円を補助するものでございます。それで、事業費の内訳でございまして、推奨品に対しては150万円、そしてチラシの折り込み経費に関しましては4万9,500円、これらが事業費となっております。それに対する4分の3補助ということで進めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一君) 私のほうからワクチン接種業務委託の積算内訳について御説明させていただきます。

ワクチン接種、確かに木内議員御指摘のとおり、住民が接種しました、そしてその医療機関に町として支出するものでございます。現在私どもの今回積算の内訳といたしましては、対象者数1万9,860名に対してそれぞれのステージごとの接種率想定させていただきまして、全体で76%、約1万5,100名程度の方が2回接種する分ということで予算のほうは積算して計上させていただきました。ただ、これから実際の数値、実際接種される方の人数だとか、さらに接種の単価も当初1人当たり2,277円という単価が出ていたのですが、例えば夜間に打たれたら少し増額、さらには休日に打たれた場合には各医療機関に支出する額が増額というふうにまた変わってきております。それら全部実績に基づいて全額国庫負担で補填されるものですから、実績に基づいて

支出してまいりたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 予算書38ページの公営住宅建設事業について住民への、入居者への説明会、あるいは補償、それから移転先についてと、それから完成までのスケジュールという御質問がありましたので、私から説明させていただきます。

ちょっと前後するかと思えますけれども、まず概要から簡単に説明させていただきますけれども、山手町団地につきましてはエレベーターのない中層耐火構造の4階建てでございます、耐用年数が70年なのですが、昭和50年に建設されて、耐用年数の2分の1以上となります46年が経過し、老朽化が進んでおります。公営住宅長寿命化計画におきましては、利便性の高い立地特性などから柏台団地に並びまして建て替えとして判定されておりました、令和3年度から事業開始の予定をしておりました、社会資本整備総合交付金の要望をしておりましたが、当初配分の見通しが立たなかったために令和4年度に先送りをして、計画変更しようと考えておりました。その中で道内の事業調整の結果、交付金の追加配分が可能になったということから、今回前倒しにより補正して、執行していこうということで計上させていただいております。整備スケジュールなのですが、令和3年度から令和5年度までの3か年で計画しておりました、既存住棟となります1棟24戸と隣接する旧山手保育所を解体と、それから木造平家建て4棟14戸を新築する計画でございます。全体の事業費としては、概算になりますけれども、約5億1,000万円を見込んでおります。今年度、令和3年度につきましては、実施設計、用地測量、地質調査を行うとともに、入居者19世帯になりますけれども、19世帯の転居を完了する予定でございます。当該地につきましては軟弱地盤ということで、建物の解体後地盤の安定を図りたいということで、本体工事までの間をできるだけ空けたいというふうに考えております。今回補正した中に解体工事と解体工事による振動調査、それから解体後の外構工事の一部が含まれているのですが、それらを令和4年度に繰越しをして執行したいというふうに考えております。本体工事につきましては、今年度を実施します実施設計で本体工事の基礎形式等が決まっておりますので、それを踏まえて令和5年度にまた予算計上させていただいて、完成させるというようなことで進めてまいりたいと考えております。

最後に、現入居者の移転に対する説明会と、それから補償の関係になりますけれども、説明会については今回予算の議決をいただいた後に住民説明をして、進めていきたいと考えておりました、補償費については今回予算計上しております公営住宅転居に係る移転補償費として218万5,000円を計上して、19戸分として計上させていただいております。移転先につきましては、せっかく議会の契約の議決をいただきました柏台団地が新築として4棟18戸ございますので、建築の完成工期を11月末としておりました、そこをメインの移転先として進めようとしております。ただ、家族構成等いろいろ個々の問題等があると思いますので、例えば2LDKでは狭いなどというようなことも考えられますので、他団地の広い建物も含めて提案をさせていただきながら、個々の事情に合わせて柔軟に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 答弁終わりましたか。

[何事か言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。1時15分再開します。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時15分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 1点だけ再質問というか、質問させてください。

それで、日高線の代替確保対策交付金の内容について答弁いただきました。それで、その中で道南バスの車両購入ですか、2億600万円と。これ何台購入予定なのか。

それから、実は当初予算で町バス路線の維持費補助金とこれ予算見えています。それとの影響というか、1,498万円だと思いののですが、その中に購入費というのはもしあれば、それは補助金が少なくて済むということになるのですが、その辺の関係あるかどうか確認させてください。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) お答えします。

バス購入、先ほど御説明した2億600万円程度の費用というのは、ノンステップバスを5台購入する計画でございます。

それと、もともと新ひだか町が負担をしていたバス路線の赤字補填については、基本的にまるっきり別な管理をしていますので、一切影響はございません。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 今のバスの関係なのですけれども、木内議員のほうからほとんど質問されていて、大体了解するところなのですけれども、分かったところなのですけれども、バスの購入代金、およそ2億600万円、そしてノンステップバスが5台ということなのですけれども、これは道南バスだけなのですか。JRバス、そして補助率というのですか、全額補助する、購入の補助をするということになるのですか。

それから、もう一つ、欠損補填の関係なのですけれども、通常であれば4,000万円と。そして、今年は国の補助間に合わないで、今年の場合はそれに5,500万円プラスされるということなのだと思うのですけれども、その確認です。

それと、対策協議会、3億6,600万円の交付金の支出の関係なのですけれども、この手続、交付の手続というのですか、申請から交付の手続までのことをちょっと教えていただきたいということと、それともう一つはこの後基金条例が提案されるのですけれども、この基金条例がもし否決された場合、予算というのは歳入はされますから、そのままになるかと思うのですけれども、その辺りの取扱いの関係もちょっとお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 今4点ほどお話あったと思いますけれども、まず1点目のバス購入につきましては今年度、今道南バスのほうから5台を購入したいと。現状、今日現在平たく言うとほかからの代替車両で運行している部分を正式に買いたいと。その際に低床のノンステップバスにしていきたいということでございます。もう一方、もう一社、JR北海道バスにつきましても現状札幌のエリアからの代替車両で運行してまして、それも来年4台ほど購入したいということで話が出ております。ただ、今回の予算には特段計上してございません。それと、プラス、今えりも発の苫小牧行きの直行便、とまも号という号がありますけれども、あの車両も実は代替車

両で運行しているのですが、今その車両について購入するかしないかという議論をしております。走行距離が長いものですから、車内トイレの問題をどうしたらいいだろうですか、そういう問題もまだ整理ついていなくて、現状静内駅でのお手洗い休憩タイムを入れて運用していますが、その辺も整理した上で正式に買うかどうか決まってくると思っております。

それと、先ほどの欠損補填の4,000万円と今回の9,500万円の差でございますけれども、通常例年ベースで4,000万円というのは国庫補助を通常当たり前に使えたとしたときに想定している金額でございます、今年度はこの国庫補助の適用を受けるために半年ほど前から手続をしなければならぬルールになっていまして、今回4月運行に当たってダイヤが確定したのが2月だったものですから、今年度は満度に国庫補助受けられないということで9,500万円という多い経費を見込んでいます。

3点目の今後のバス事業者の補助の申請手続ですけれども、今回新ひだか町が一括で20億5,500万円を、今年度分割の1回分ですけれども、受け取りまして、基金に積みます。今後は7町協議会のほうでどういう内訳で幾ら使おうかという協議をしまして、それに基づいて新ひだか町に交付金申請をしていきます。新ひだか町はその内容を確認して、妥当な額を交付金として協議会に交付すると。バス事業者が協議会に補助申請をすると。協議会からバス事業者に補助をするというような流れになってございます。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 最後の関係でございますけれども、基金の条例がないというふうになりますと、積み立てる場所がございませんので、歳入のほうの支援金のほうは受けると。積立金が積めない状態になるので、予算執行できない状態になりまして、それを財源にして協議会のほうに交付金を出すというふうになってございますので、協議会への交付金もできないというふうな状態になります。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 1つ答弁漏れました。すみません。

バス車両を購入したときの補助率の話ですけれども、ルールとしましては今回我々が7町で構築した日高広域公共バスのみを使う場合であれば全額補助をします。それ以外の他路線、我々に関係ない路線にまで使うということであれば、走行距離等による案分で補助するというところで協議が調っているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 今の答弁の中で、ちょっと基金の関係なのでございますけれども、歳入入って、歳出が、今この予算が認められた場合、交付金として歳出予算は成立すると。基金がなくても、例えば基金条例がない段階であってもそれは可能ではないですか。違うのですか。

それと、もう一つ、バスの関係なのでございますけれども、たしか話合いというか、協議会の中では9台程度というふうなことだったと思うのですけれども、それもしかしたら10台になるという話ということになるのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) まず、基金の関係でございます。私壇上で御説明した内容で、基金へ積み立てる額につきましてはいただいた支援金、これを全額充当しますということと、あと協議会のほうに出す交付金、こちらにつきましては積立基金から繰り入れて、それを財源として執行

するというふうな御説明させていただいたと思いますので、そういった流れになろうかと思いません。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) バスの購入台数ですけれども、いわゆる J R 代行バスからの転換便については総台数で 9 台ほど見込んでおります。そのほかに今回 J R に関係なく新たに新設したとまも号、これについても今車両の購入が検討されているということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 38ページの公営住宅建設のところなのですけれども、山手の団地の方って自転車しかない、車もなくて、本当に高齢な方というのが住んでいらっしゃるのですけれども、柏台に移転って坂が本当大変という方がいるはずなのです。移転補償費が218万円なのですけれども、どうしても山手に戻りたいという方がいた場合、どういう対応するのかということと、今後説明会ということでしたが、先ほど柏台以外の公営住宅にも柔軟に対応とお答えしていたのですけれども、住民の方の意向を最優先にして、本当に丁寧やってそういう対応していくことの確認をしたいです。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) まず、山手町団地の方の説明については、先ほど言いましたとおり、この議会で議決をいただいた後説明会を開きたいというふうに考えていまして、ただ個別の事情がたくさんあると思いますので、全体の説明会の後に個々に聞き取りを行いながらその状況を確認して、その方の一番よい状況になるように住宅の転居をしていただくというふうに考えています。ですから、柏台というふうに限らず、ほかの団地で空いているところもありますので、そういったところ利用していただきながら、その方の事情に合った形で転居していただければと思います。ただ、どうしても山手町団地に戻りたいという場合については、今回移転補償費については交付金の対象として計上させてもらっていますので、一旦ほかのところに移ることに対しては今回のこの交付金対象の移転補償費で一回移っていただいて、山手町団地が建った後どうしても戻りたいという場合については、その事情に応じて御相談には乗っていきなというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 通院している方ややっぱり買物やいろいろ歩いたり、自転車の方がいますので、ぜひ丁寧に対応していただきたい……

[何事か言う人あり]

○10番(谷 園子君) 分かりました。

もう一つ質問したいのです。高齢者施設の P C R の、1つだけ質問させてください。対象者なのですけれども、今いる人たちはもう大丈夫だという判断をしたのかと思うのですが、新しい入所者と新しい従事者に絞ったという理由についてお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 及川医療・介護対策室長。

○医療・介護対策室長(及川啓明君) 今回の対象者ですが、繰り返しになりますが、入所系の新規入所予定者、そして新規にその施設でお勤めになる方という形の方を対象者としております。今回高齢者の施設にもこの事業実施するに当たってヒアリング等させていただいておりますが、やはり今一番新型コロナウイルス感染症関連対策の中で各施設が危惧されているのは、自分の施

設の職員ですとか今入っていらっしゃる方の安全管理というか、新型コロナウイルス感染症対策というのは目の届く中で実施することはできます。ただ、新たに入る方というのは全く今までその施設のルール外で生活されていらっしゃる方たちですので、その方たちをしっかりとスクリーニングしたいという要望が強いということがございまして、このような対象者の選定にさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 2点ほどちょっとお聞きしたいのですが、1点目はこの14ページの地方創生費の5,018万6,000円の関係で、これ学生応援ふるさと便事業732万1,000円なのですが、これ対象者が大学等の、大学院、以下書いておられるとおりなのですが、これ例えば中学校卒業して、新ひだか町から親元を離れて学生生活を送っているという例があると思うのですけれども、専門学校だとか高校もそうですけれども、そういった方はこの対象から外しているのかということをお聞きしたいということです。

それから、あと1点はいろいろ話題というか、質問は受けていると思うのですが、9ページの雑入の日高線代替交通確保対策に係る支援金7億3,500万円、これ3年間に分けて、今年、3年度は7億3,500万円ということなのですけれども、私このことについて非常に心配もしています。ということは、これ本来的には係る7町のお金というふうにして解釈しているのですけれども、いろいろ覚書とか、そういったことを使ってやっているのですけれども、ただどう見ても地方自治法上、235条にこういった自治体で取り扱う現金は自治体の所有するというので、そういう計上される歳計現金であつてということで、むやみに自治体が預かるべきではない、やたらと拡大解釈すべきでないということは法の解釈でうたっているのですけれども、そこら辺心配するのですけれども、そういったいろんなやりくりで、こういったことでこの中に町の雑入として入れていいのかどうかということ、そういうことを心配するものですから、その辺大丈夫なのかということだけを聞いておきたいと思います。また、基金の関係というよりもここに、雑入に入るものですから、この場で聞いておいたほうがいいと思って、今御質問したいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 学生応援ふるさと便事業の対象者の関係でございましては高校生以上というふうにご考えてございまして、こちらから中学を出て、町外の高校に通われている学生以上というふうにご考えてございまして、これから具体的な要領も作成するのですが、その中にその他町長が認める学校というところも記載してございまして、そこら辺についてはおおい、ケース・バイ・ケースという部分もあると思いますので、ちょっと検討していきたいというふうに思っております。

○議長(福嶋尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 今雑入の歳入の7億円の部分ですけれども、常任委員会でも御説明したつもりではいたのですが、こういう手法を取るに当たりまして我々7町のほうでいろいろな選択肢について検討する中で、最も安全かつ円滑に管理できる方法としてこの方法を選びました。議員の皆様から今畑端議員がおっしゃられたような御心配の声もいただきまして、我々法的に再度確認をさせていただきます。今自治法235条の4のお話をされたと思うのですけれども、普通地方公共団体の所有に属しない現金は保管してはならないという趣旨の部分でございまして、これについては、7町協議により新ひだか町に属する現金に今したところでございまして、それを書面として

明確にするために協定書を取り交わそうとするものでございまして、この手法について問題がないかどうかにつきましては北海道庁のほうにもお力添えいただきまして、向こうでも検討していただきました。回答は問題ないという回答でございましたので、現状法的な問題は存在しないという認識でございます。

○議長(福島尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) ふるさと便の事業につきましては、確かに中学卒業して、例えば准看護師の学校行くとか、あるいは理容室に行くとか、いろいろそういうケースがありますので、町長が特別認めた場合ということも、そういうことも考えられるということですから、そういったこともできれば含めていろいろ検討してもらったほうがよろしいかと思えます。

それから、この支援金の関係につきましては法的にも、235条の4の2項ですか、こういったことも、そういうこと書いてあるけれども、それは全然法には触れないと、違反にはならないということであるならば私も安心しますし、そういったことでぜひ進めていただきたいと思えます。

○議長(福島尚人君) 質問はないのですか。

○12番(畑端憲行君) ないです。いいです。

○議長(福島尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第8号から議案第13号までに対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第8号 令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和3年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和3年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和3年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和3年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時39分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第5、議案第14号 日高線代替交通確保対策基金条例制定についてを
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田企画課長。

〔企画課長 柴田 隆君登壇〕

○医療・介護対策室長(及川啓明君) ただいま上程されました議案第14号について御説明申し上げます。

議案第14号は、日高線代替交通確保対策基金条例制定についてでございます。日高線代替交通確保対策基金条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

制定の理由を改めて申し上げますが、令和2年度末で廃線となりましたJR日高線の代替交通として本年4月1日より運行開始した新たなバス路線に対しましては、JR北海道より当面のバス運行資金として20億5,500万円の支援を受けることで協議を調べてきたところでございまして、この拠出金の運用を含め日高地域におけるバス路線の維持、確保について継続的に協議していくための組織としまして、日高管内7町の町長を構成員とする日高地域広域公共交通確保対策協議会を本年2月に設立したところでございます。当該協議会設立以降、JR北海道からの支援金の管理につきまして様々な議論を重ねてきたところでございますが、数十億円にも及ぶ巨額の現金を長期間にわたって管理していく上でのリスクを考慮し、任意団体である協議会の管理ではなく、本協議会の代表町である新ひだか町の公金として厳格に管理していく方向で協議が調いましたことから、このたび日高線代替交通の確保対策に要する経費の財源に充てるための基金を設置し、

J R北海道からの拠出金の全額を新ひだか町が受け、基金に積み立てた上で毎年度必要となる額を取り崩して協議会に交付していこうとするものでございます。

1枚おめぐりください。日高線代替交通確保対策基金条例でございます。条ごとに御説明申し上げます。

第1条は設置でございます。日高線代替交通の確保に要する経費の財源に充てるため日高線代替交通確保対策基金を設置するものでございます。

第2条は定義でございます。この条例におきまして日高線代替交通とは北海道旅客鉄道株式会社による日高線の鉄道事業廃止に伴い、その代替交通の役割を担うバス運行等をいうものでございます。

3条は積立てでございます。次の収入は全てこの基金として積み立てるものとする。1つ目としましてJ R北海道からの拠出金、2つ目、予算に定める額。

第4条は管理でございます。基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項は、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

第5条は運用益金の処理でございます。基金の運用から生じる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れる。

第6条は処分でございます。この基金は次のいずれかに充てる場合に限りその全部または一部を処分することができる。1つ目に日高線代替交通を行う事業者を支援するための経費、2つ目としまして日高線代替交通の確保に要する経費でございます。

第7条は基金の使用でございます。基金を使用するときはその金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出する。

8条は委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用について必要な事項は町長が別に定めるとするものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第14号の提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) この後協議会において各町長と協定書を交わすということだったのですけれども、日高地域広域公共交通確保対策協議会というのは全部公開になるのでしょうか。

それと、議事録というのはきちんと残すべきだと思いますが、その考えがあるのか。

あと、会計関係についてもやはり全部公開していくべきと思いますが、その考えについてお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 谷君、基金に関する質問ですので……

[何事か言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 質問し直しますか。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 今後この基金の取扱いについて協議会の公開でそれが明らかにされるのか、議事録がそれで分かるように明らかにするのか。基金の使い道を今後公開という形になるのか。

かをお聞きします。

○議長(福島尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 基金の関係で御質問されまして、それと協議会のほうとの関連の質問でございました。今回の提案している条例につきましては、基金の設置条例でございます。基金の執行状況につきましては決算等で公表しますし、決算を受けるというふうなことでございますので、協議会のほうの公表というのは別な扱いになりますので、その辺を御理解いただければと思います。

○議長(福島尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 1点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、今回18年間の運用、要するに支援金については20億5,500万円、新ひだか町の管理をするということを知っているのですけれども、18年間となれば例えば会長も替わったりだとか、いろいろ情勢が変わる可能性ってあるのですけれども、そういうことについてずっと新ひだか町だとかという、何かそういう話合いというのはされているかどうかちょっと確認をしたいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 柴田企画課長。

○企画課長(柴田 隆君) 正直申し上げまして、18年間新ひだか町から事務局なり会長を移しませんという話合いは調べてはおりません。ただ、現実問題として様々な協議の中で事務局どこの町で持てないだろうかという議論の中では現実として、新ひだか町レベルと言ったらちょっと言葉間違っているかもしれませんが、職員数がある程度いる町でなければなかなか難しい状況でございますので、当面当町からほかの町に移るということは現時点では想定しておりません。もしそうなった場合にはまた改めて御相談させていただくということになると思います。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第14号に対して討論の通告がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、谷君。

〔10番 谷 園子君登壇〕

○10番(谷 園子君) 私は議案14号、日高線代替交通確保対策基金条例に反対いたします。

このたびの条例は、JR日高線廃止に伴うバス運行に係る支援金20億5,500万円を町の一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立て、管理していくものであります。町の説明によれば、基金が新ひだか町の財産になるため当町の議会だけが基金の取扱いを審議し、議決する権限を持つということです。さらに、このことは当町の監査委員の責務の増加にもつながります。昨日の一般質問の中では、運行経費の積算は示されず、基金の取扱いの詳細について何ら明らかになりませんでした。そもそも日高全体の交通体系に関わるお金を他町の方も含めて当町の財産にしてしまう、そして他町の分の資金を当町が審議し、議決する、そのようなシステムが正当なものとして成り立つのでしょうか。成り立たないと思います。

もう一点、反対の理由は7町全体に関わるお金なのに、他町の議会ではチェックができないということです。この条例のままでは、他の6町では運行資金20億円の使い道についてその金額を

審議もできず、チェックもできません。他町6町は、金額については曖昧模糊のまま意見表明もできず、新ひだか町に丸投げすることになりかねません。やはりこのお金はみんなで話し合っ
て使い方を決めるのが原則だと思います。ですから、例えば7町から成る広域連合議会をつくる、
あるいは一般質問にもありましたように、各町に均等配分し、管理するなどの方法が取られてし
かるべきです。名目が日高線代替交通確保対策基金である以上、全日高で交通確保対策に責任を
持つべきです。

以上の理由をもちまして基金条例に反対いたします。議員の皆様のご賛同を求めます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、池田君。

[14番 池田一也君登壇]

○14番(池田一也君) 私は、議案第14号 日高線代替交通確保対策基金条例制定について原案に
賛成の立場で意見を申し述べさせていただきます。

このたびの基金設置は、JR日高線の代替交通となるバス運行に対しJR北海道が日高管内7
町に拠出する支援金を管理するためのものであり、7町の町長が様々な視点から検討を重ねた結
果、このような手法を選択するに至ったものと認識をしております。現在日高管内7町には広域
公共交通の在り方を協議する組織として日高地域広域公共交通確保対策協議会が設置されてお
りますが、20億円を超える巨額の現金を長期間にわたり管理する上で盗難や不正などのリスクを考
えますと、協議会のような任意団体の管理ではなく、公金として厳格に管理すべきであるものと
考えております。支援金を7町に分けて管理する方法や一部事務組合を設立して管理する方法が
妥当と考える谷議員のような方もいらっしゃるかもしれませんが、厳格な管理を行いながら、一
方で事務手続の円滑化も図っていくことなどを考えますと、協議会を代表して新ひだか町が管理
しようとする今回の対応は合理的であるものと考えております。当該支援金は、新ひだか町のみに
交付される趣旨のものではありませんが、7町長による協議の中で新ひだか町が代表して受領
することに合意形成があり、かつ法的にも財政的にも何ら問題のない手法ですので、現在取り得
る選択肢の中では新ひだか町による基金管理が最も妥当な手法なのではないかと考えておりま
す。

また、先ほど谷議員の反対討論の中でこのやり方が正当なシステムではないのではないかと
いうお話がありました。今まで述べたように、私はこのやり方が正当なシステムだと思っておりま
す。正当なシステムでないことを我が議会議員として是と、了とすることは、それはできない。
ですから、これは正当なシステムですということはきちっとここで私の意見を述べさせていただ
きたいと思っております。

以上、賛成討論といたしますので、議員各位のご賛同をいただきますよう何とぞよろしくお願
いをいたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長(福嶋尚人君) 以上で討論を終結いたします。

これから議案第14号 日高線代替交通確保対策基金条例制定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[起立する者多数あり]

○議長(福嶋尚人君) お座りください。起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、議案第15号 新ひだか町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田総務課長。

[総務課長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(上田賢朗君) ただいま上程されました議案第15号について御説明いたします。

議案第15号は、新ひだか町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の条例改正につきましては、令和3年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律等に基づき提出者等に求める地方税関係書類に係る押印等が不要とされたことから、地方税法に基づき固定資産の価格に関する不服の審査手続等を規定している本条例についても同様に審査申出書及び口述書への押印等を不要とするための所要の改正を行うものでございます。

改正内容の御説明いたしますので、2ページをお開きください。新旧対照表でございます。表右側の改正前の条例第5条第4項において、審査申出書には審査申出人が押印しなければならないことが定められておりますが、こちらを削る改正を行うものでございます。

また、条例第9条第5項において、口述書には提出者が署名、押印しなければならないことが定められており、こちらを削る改正を行うものでございます。

1枚お戻りください。附則でございますが、この条例は、令和3年7月1日から施行するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第15号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第15号 新ひだか町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、議案第16号 新ひだか町子ども医療費助成条例制定についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

〔福祉課長 渡辺浩之君登壇〕

○福祉課長(渡辺浩之君) ただいま上程されました議案第16号について御説明申し上げます。

議案第16号は、新ひだか町子ども医療費助成条例制定についてございまして、別紙のとおり制定しようとするものでございます。

恐れ入りますが、3枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。参考資料の条例改正説明要旨により御説明申し上げます。本条例につきましては、子どもに係る医療費の助成方法の見直しに伴いかねてから検討し、御報告させていただいておりました子ども医療費の窓口無料化を実施するに当たり、関連する条例について改正を行うものです。

改正概要の1点目、助成方法の一元化でございますが、現在子どもに係る医療費の助成は医療給付事業と健康づくり商品券を交付する子ども医療費助成事業の2事業を実施しており、おのおの手続を要しますが、この2つの手続を一元化し、医療機関等の窓口において全ての手続を完結させ、中学生までの子どもに係る保険診療分の医療費を全額助成するものでございます。これにより保護者の医療費窓口負担及び行政手続の負担を軽減するとともに、人との接触機会を半減させ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止も図ろうとするものです。

2点目は施行期日でございますが、令和3年8月1日から施行し、3点目、経過措置として令和3年7月31日までの医療に係る医療費の助成については従前どおりとするものとしております。

なお、条例本文の読み上げは省略させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第16号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第16号 新ひだか町子ども医療費助成条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、議案第17号 新ひだか町介護サービス条例及び新ひだか町在宅高齢者等サービス条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島健康推進課長。

〔健康推進課長 中島健治君登壇〕

○健康推進課長(中島健治君) ただいま上程されました議案第17号について御説明いたします。

議案第17号は、新ひだか町介護サービス条例及び新ひだか町在宅高齢者等サービス条例の一部を改正する条例制定でございます。新ひだか町介護サービス条例及び新ひだか町在宅高齢者等サービス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

次のページをお開きください。新ひだか町介護サービス条例及び新ひだか町在宅高齢者等サービス条例の一部を改正する条例でございます。

改正する条例の詳細につきましては、条例改正説明要旨により説明いたしますので、次のページ、2ページを御覧ください。本条例は、令和3年3月15日に公布された指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示等に基づき厚生労働省が定める食費の基準費用額が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。厚生労働省が定める食費の基準費用額につきましては日額の設定のみとなっておりますが、ショートステイ等短期入所に係る食事代については1食ごとに分けて設定することとなっております。今回基準費用額が日額1,392円から1,445円に見直されましたので、条例で規定しております1食ごとの費用につきましても同様に見直すものでございます。

1つ目の改正は、新ひだか町介護サービス条例の一部改正でございます。利用者負担金等の納入、条例第7条第2項関係でございます。改正内容につきましては、表に記載のとおり、1つ目の通所介護に係る食事代については1食につき484円から502円に、2つ目と3つ目の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る食事代につきましては1朝食につき424円から441円に、1昼食及び1夕食につきましては484円から502円に、4つ目の地域支援事業に係る食事代については1食につき484円から502円に改正するものでございます。

次に、新ひだか町在宅高齢者等サービス条例の一部改正でございます。(1)生活介護事業利用者負担金、別表第2、第8条関係でございます。改正内容につきましては、次のページの表に記載のとおり、食事提供費のうち低所得者については1食につき94円から112円に、生活保護法による被保護者については1食につき64円から82円に、その他の者については1食につき484円から502円に改正するものでございます。

次に、(2)短期入所事業利用者負担金、別表第3、第8条関係でございます。改正内容につきましては表に記載のとおり、食事提供費のうち低所得者については1日につき760円から813円に、生活保護法による被保護者については1日につき712円から765円に、その他の者については1日につき1,392円から1,445円に改正するものでございます。

次に、施行期日でございますが、この条例は、令和3年8月1日から施行し、この条例による改正後の新ひだか町介護サービス条例及び新ひだか町在宅高齢者等サービス条例の規定は、この条例の施行の日以後に提供されるサービスについて適用し、同日前までに提供されたサービスについては、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第17号 新ひだか町介護サービス条例及び新ひだか町在宅高齢者等サービス条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 全員協議会のときに短期入所者のほうの1日の1,445円と813円ですか、そ

それを1回分ずつに分けて計算できると言っていたのですけれども、1食分幾らになりますか。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) ちょっと聞き取れなかったのですけれども、すみません。ごめんなさい。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 全員協議会で提案があったときにこれ1食分ずつ計算できるという答弁をいただいていたので、1食分が幾らになるのかをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 大変申し訳ありません。今回の改正につきましては、国の厚生労働省が定めた基準費用額が1日当たり金額が1,392円から1,445円に改正されたということでございまして、この部分についてはそのような金額になるのですけれども、そのうち例えば朝食分、昼食分、夕食分という形で1回ずつの金額については条例で金額を定めていますので、そこは1日当たりの基準額が変わったということに伴いまして、同じような理由で金額のほうを再算定して今回上程させていただいてございまして、1食当たりという記載ではあるところもありますけれども、基本的には朝食幾ら、昼食幾ら、夕食幾らと。1食につきという金額については、おおむねデイサービス等を想定していますので、やはり昼食にかけられる金額について想定していますので、1食当たり502円という金額で今回算定して計上してございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) それと、静寿園と蓬萊荘で17円、18円の値上げなののですけれども、1か月で大体どれぐらいの負担増になるのかということと、この食事代の軽減で補足給付があるのですけれども、全体の、その対象になる人というのは全体でどのぐらいいるのかをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 今回の見直しによる影響額についてですけれども、1日につきのちょっと負担額でしか計算していないので、それを申し上げますけれども、今回1日の負担額は53円負担増になりますので、これを1か月、30日を利用とすれば1,590円の負担増になるという形になります。

それと、2点目の御質問の補足給付の関係なののですけれども、今年の3月31日現在の数字で申し上げますと、第1段階と言われる所得層の方については短期、長期入所と合わせますと6件の方が該当になっています。それから、第2段階、第3段階、第4段階とあるのですけれども、第2段階につきましては静寿園、蓬萊荘合わせまして67件、それから第3段階につきましては81名の方、第4段階については74名の方という形で数字は押さえてございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 確認しておきたいのですが、今例えば静寿園等についても民間事業者に5年間の委託をしていると思いますけれども、これの委託は5年間契約ですけれども、これを変えるときには事業者から申出があったときは条例改正をしなければならないということなのかを確認したいのと、それからこの条例の改正に従わなかったときの罰則規定ってありましたか。ちょっと確認したい。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 今回の介護サービス条例の一部改正につきましては、指定管理の

関係とはまた別に、これについては町の条例上なっていますので、今回の基準費用額というのが3年に1度見直されているということですので、また3年後にこういった金額が示されるか分かりませんが、金額が変わればそこはこの条例を改正するということになるかと思えます。

その次が、罰則規定については基本的にはこの国から示された基準費用額については必ずしも_____しなければいけないということはありませんので、罰則規定についてはないものと考えています。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第17号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第17号 新ひだか町介護サービス条例及び新ひだか町在宅高齢者等サービス条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時26分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第9、議案第18号 新ひだか町アイヌ住宅改良資金等貸付条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

〔福祉課長 渡辺浩之君登壇〕

○福祉課長(渡辺浩之君) ただいま上程されました議案第18号について御説明申し上げます。

議案第18号は、新ひだか町アイヌ住宅改良資金等貸付条例の一部を改正する条例制定についてでございます。別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。新ひだか町アイヌ住宅改良資金等貸付条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。参考資料の条例改正説明要旨により御説明申し上げます。本条例につきましては、北海道が制定しているアイヌ住宅改良促進事業実施要綱に基づき定めており、今般当該要綱の貸付限度額が見直されたことから、当町においても同様の改正を行うものです。

改正の概要でございますが、1点目は住宅の新築及び増改築に係る貸付限度額の改正となって

おりまして、改正前新築で760万円、増改築で480万円を改正後をそれぞれ780万円、490万円にするものとし、2点目、施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第18号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第18号 新ひだか町アイヌ住宅改良資金等貸付条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第10、議案第19号 新ひだか町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋山生活環境課長。

〔生活環境課長 秋山照幸君登壇〕

○生活環境課長(秋山照幸君) ただいま上程されました議案第19号について御説明申し上げます。

議案第19号は、新ひだか町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

恐れ入ります。1枚おめくりください。今回の条例改正につきましては、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険の傷病手当金に係る規定を整備するため、新ひだか町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新型インフルエンザ等特別対策措置法附則第1条の2の規定が削除されたことにより、条例附則第3項中の傷病手当金の支給に係る規定において、同法の規定を引用していた新型コロナウイルス感染症の定義を国の参考例に準じて改正前の特措法に規定されていた定義と同じ内容で具体的に記載する形に改正するものでございます。

改正箇所の詳細につきましては、次のページに参考資料といたしまして条例新旧対照表を添付してございますので、御覧ください。

最後に、附則でございますが、施行期日につきましては法改正の施行日は令和3年2月13日でございますが、改正内容が実務上に影響が生じるものではない形式的な改正であることから、遡及適用はせず、公布の日とするものでございます。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第19号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第19号 新ひだか町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第11、議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田総務課長。

〔総務課長 上田賢朗君登壇〕

○総務課長(上田賢朗君) ただいま上程されました議案第20号について御説明いたします。

議案第20号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり公共的施設の総合整備計画を策定することについて議会の議決を求めるものでございます。

今回の計画の策定につきましては、本桐辺地でございますが、これまでの計画が令和2年度までとなっていたため、令和3年度から令和7年度までの新たな計画を策定しようとするものでございます。この総合整備計画書に基づいて実施する公共的施設の整備事業は、その財源として辺地対策事業債の充当が可能となりますが、この辺地対策事業債の元利償還金の80パーセントは地方交付税の額の算定に用いられる基準財政需要額に算入されるものであり、ほかの地方債と比較し、有利な財源措置がなされるものでございます。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。総合整備計画書、本桐辺地でございます。1の辺地の概況でございますが、辺地を構成する町村、または字の名称は、日高郡新ひだか町三石本桐、地域の中心の位置は日高郡新ひだか町三石本桐201番地の3、辺地度点数は192点でございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりでございます。お目通しをいただき、説明は省略させていただきます。

3の公共的施設の整備計画でございますが、期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。事業でございますが、飲用水供給施設、簡易水道施設で、事業主体は新ひだか町、事業費は1,000万円、財源内訳は特定財源500万円、一般財源500万円、一般財源のうち辺

地対策事業債の予定額は500万円。消防施設、耐震性防火水槽、事業主体は日高中部消防組合、事業費は9,000万円で、財源内訳は特定財源960万円、一般財源8,040万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は8,040万円、合計になりますが、事業費合計で1億円、財源内訳は特定財源が1,460万円、一般財源が8,540万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は8,540万円でございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第20号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第12、議案第21号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野垣建設課長。

〔建設課長 野垣尚久君登壇〕

○建設課長(野垣尚久君) ただいま上程されました議案第21号について御説明いたします。

議案第21号は、町道の路線認定についてでございます。道路法第8条第2項の規定により、別紙のとおり町道の路線を認定するものであります。

次のページをお開きください。1ページの表は路線の認定で、整理番号、路線面、起点、終点などを記載しております。今回の路線認定は新規の1路線でありまして、整理番号、静内667番、路線名は神森36号線、起点は静内神森133番8地先で、終点が静内神森131番3地先となっております。

次のページをお開きください。2ページは、議案第21号参考資料1となりますが、認定する路線の総延長、幅員、重用延長などを記載しております。総延長は117.4メートル、幅員8メートル、重用延長16メートル、未供用区間67.2メートル、橋梁はありません。

次のページをお開きください。3ページ、議案第21号参考資料2は位置図となります。位置図の中央にあります丸印を起点とし、矢印を終点として表示しております。こちらの場所は、道道平取静内線を起終点とし、通り抜けができるコの字形状の路線になります。敷地につきましては、未供用区間を除く34.0メートルについて地権者から寄附をいただいておりますが、未供用区間67.2メートルにつきましても今後地権者からの寄附を受ける予定になっており、寄附の受納手続が完了次第供用開始しようとするものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第21号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第21号 町道の路線認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第13、議案第22号 令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田総務課長。

〔総務課長 上田賢朗君登壇〕

○総務課長(上田賢朗君) ただいま上程されました議案第22号について御説明いたします。

追加議案になりますので、別冊となっております。6月4日の暴風雨により被害を受けた町道等の復旧経費に係る補正予算の計上でございます。被災した町道の中で国の補助対象となる箇所があったことから、早急な対応が必要となったもので、調査設計業務委託料や災害復旧工事請負費などの公共災害復旧事業に係る経費のほか、単独災害復旧事業に係る修繕料につきましても追加で計上してございます。

それでは、議案の説明をいたします。2枚おめくりください。議案第22号は、令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第3号)でございます。

令和3年度新ひだか町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億9,140万5,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、一般7ページをお開きください。3、歳出でございます。11款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費では1,000万円の計上でございます。1目 農業施設災害復旧費では三石歌笛、三石富沢地区で各1か所、三石清瀬地区で2か所、静内西川地区で2か所において農業用排水路の埋塞被害のほか、川合牧野管理用道路1か所で路肩洗掘の被害があり、合計7か所に係る単独災害復旧経費として280万円を計上して

ございます。財源につきましては、農業施設災害復旧事業債を182万円充当してございます。

2目 林業施設災害復旧費では三石清瀬、三石稲見、三石西端、三石福畑地区で各1か所、三石川上地区で4か所、静内豊畑地区で2か所、静内農屋地区で4か所、新冠町字泉の当町所有林道の3か所で林道の路盤洗掘やのり面崩壊の被害のほか、三石清瀬地区の3か所において作業路の路肩滑落や側溝埋塞の被害があり、合計で20か所に係る単独災害復旧経費として720万円計上してございます。財源につきましては、林業施設災害復旧事業債を468万円充当してございます。

8ページに参ります。2項 土木施設災害復旧費では7,190万円の計上でございます。1目 道路災害復旧費では三石歌笛、三石稲見、三石豊岡地区で各1か所、三石美河地区で3か所、三石川上地区で6か所、三石清瀬地区で6か所、静内高見地区で15か所、東静内地区の1か所において町道の側溝埋塞や路面洗掘、路肩決壊などの被害があり、合計34か所の被害箇所の復旧になりますが、このうち静内高見地区の1か所で路肩決壊の被害があり、復旧に係る経費が高額となることから、国の補助災害復旧事業の対象としようとするもので、事業費は委託料と工事請負費を合わせて5,130万円、そのほかの被災箇所については単独災害復旧経費として1,390万円を計上してございます。財源につきましては、国庫負担金を3,224万円、道路災害復旧事業債の補助分を800万円、道路災害復旧事業債の単独分を1,390万円充当してございます。

2目 河川災害復旧費では三石本桐、三石清瀬地区で各1か所、三石豊岡地区で2か所、三石川上地区で3か所、静内豊畑、静内西川、東静内地区で各1か所、静内東別地区の2か所において河道埋塞や河岸決壊の被害があり、合計12か所に係る単独災害復旧経費として670万円計上してございます。財源につきましては、河川災害復旧事業債を670万円充当してございます。

なお、単独災害復旧事業債につきましては充当率が農林漁業施設で65%、公共土木施設等で100%となっており、後年度の元利償還金に対し、財政力指数により変動がございしますが、55%程度が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなり、補助災害復旧事業債につきましては国庫負担金充当残に対し充当率が100%となっており、後年度の元利償還金に対し95%が同じく交付税に算入されることとなります。

以上で歳出の説明を終わります。

歳入の説明いたしますので、6ページをお開きください。2、歳入でございます。歳入につきましては、歳出の充当財源として御説明してありますので、詳細な説明は省略させていただきます。後ほど御覧いただきたいと思っております。

なお、今回の収支調整につきましては、11款、1項、1目 地方交付税で1,456万円の追加で行ってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、地方債の補正について御説明いたしますので、3ページをお開きください。「第2表 地方債補正(追加)」でございます。起債の目的及び限度額に土木施設補助災害復旧債800万円を追加し、合計額を17億2,320万円にしようとするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、地方債補正、変更でございます。農林水産業施設単独災害復旧債の限度額を1,050万円、土木施設単独復旧債の限度額を3,800万円とし、地方債の総額を17億5,030万円に変更しようとするものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、城地君。

○16番(城地民義君) 何点か質問させていただきます。

今回の第3号補正、これで、1点目は災害の国の査定を受けられるという箇所が1か所、今の口頭説明ですと高見地区の春別農屋、応急工事と、それから本工事はこれからだと思うのですが、この春別の応急工事のほうは当面、多分応急ですから、ある程度固まるとか_____させなければならないのですが、それが仮応急でやって終わっているのかどうかということがまず1つ、それから今回のこの災害の、6月4日の降雨による災害、農業施設、林道、道路、河川と出ていますけれども、今までもそうだし、第2号補正でも事前に全員協議会で、今課長さんが何か所、何か所と口頭で早口で簡単に言っていましたけれども、本来は今までは各災害復旧事業の復旧箇所と、それから地区と延長、被災内容を細かく出して、予算書に事前につけていただいたのですが、今回は全く何もしないで、口頭で説明あったのですが、本来であればそういう箇所がしっかりした形、従前どおり出すべきではないかと思うのですが、その辺りのことと、それから1,100万円の調査設計費が、これは補助対象、災害復旧の設計費だと思うのですが、これは国の査定を受けるために4,030万何がしの本工事に対しての分の1,100万円、設計委託料にかかるということなのか、それ以外に一般の起債受ける部分も加味されて1,100万円を委託料として見込んでいるのか、その辺り説明お願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 3点御質問があったのですが、まず1点目の応急工事の執行状況ということなのですが、この応急工事の内容については今回被災となる原因の一つというふうになっていまして、被災箇所から100メートルほど終点側に治山施設がございまして、その崩落によって道路の横断管が埋塞して、雨水の行き場がなくなったものが路面上を流れて、100メートル下の今回の被災箇所に影響が出たということなのですが、今後雨が降るとまた同じような被災が発生するということもありまして、既定の予算の範囲内の中でまずその応急的な、今後被災が発生しないように_____を取り除くという処置はもう既に終わっております。これから災害査定がございまして、査定の中でこの応急復旧工事が認められれば工事費というふうな形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、委託料の1,100万円なのですが、これについては議員が言われたとおり、今回の公共債の査定を受けるための資料として現地の測量と、それから地質調査、それから査定用の設計書を作成するための資料作成の委託料として1,100万円を計上させていただいております。

2点目の資料が添付されていなかったということなのですが、被災から日にちが議会まであまりなかったということがあって、私たちも査定までに……

○議長(福嶋尚人君) 課長が説明するから。

○建設課長(野垣尚久君) すみません。では、ここから総務課のほうにお任せします。失礼しました。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 今回の追加議案につきまして全員協議会で事前の説明なかったというふうなお話でございまして、通常であれば当然追加議案につきましてはお時間をいただきまして、全員協議会の中で資料提出して、御説明させていただくというふうな流れになるのですが、今回

につきましては災害復旧であったということとなかなか時間がなかったというような中で、全員協議会ではなくて、この場で私の口頭で御説明させていただきました。今後につきましては、予算、多岐にわたる部分につきましては従来どおり全員協議会を開催させていただきまして、その中で御説明させていただきたいというふうに考えてございますので、御理解をお願いします。

○議長(福島尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 分かりましたけれども、それでこの1,100万円は多分本工事しか国の補助対象にならないので、1,100万円が全くの町費の持ち出しということなのですね。

それと、今総務課長のほうからありましたけれども、緊急性というのは分かりますけれども、予算_____もしあるのであれば、やっぱり書けなくても事前に所管の委員会にこれぐらいのもの出してもらわないと、これだけの何千万円の事業ですから、町民に直接係る箇所ですし、我々_____説明つかないわけですから、その点今後十分検討していただきたいということ申し上げておきます。

○議長(福島尚人君) 城地君、資料に関して議運で町側のほうで説明を受けていますので、よろしいですか、それで。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第22号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第22号 令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第14、意見書案第3号 北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、谷君。

〔10番 谷 園子君登壇〕

○10番(谷 園子君)

令和3年6月22日

新ひだか町議会議長 福島 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 谷 園 子

賛成者 同 上 本 間 一 徳

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第3号)

北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書について

提案理由

国は、地下300mより深い地層に「核のごみ」を埋める「地層処分」を進めようとしていますが、日本列島の地震や火山噴火の多さは世界有数であり、「地層処分」の安全性は保障されません。

世界でも、地下水が流入し埋設物を撤去しなければならなくなったドイツをはじめ、アメリカ、イギリスなどの国々で、「地層処分」は進んでいません。

北海道への「核のごみ」持ち込みは、風評被害のみならず、ひとたび事故が起きれば北海道全体への放射能被害をもたらしかねません。

すでに北海道は2000年、「特定放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」と条例で宣言しています。よって、国においては、北海道へ「核のごみ」を持ち込まないように求めて意見書を提出します。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 各 通
経 済 産 業 大 臣
環 境 大 臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第15、意見書案第4号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

〔8番 本間一徳君登壇〕

○8番(本間一徳君)

令和3年6月22日

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 本 間 一 徳
賛成者 同 上 細 川 勝 弥

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第4号)

2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書について

提案理由

地方自治体は、子育て支援の充実、医療・介護の社会保障への対応、地域交通の維持・確保など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症により、ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

2022年度の国家予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう意見書を提出するものです。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
総 務 大 臣
財 務 大 臣 各 通
経 済 産 業 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内閣府特命担当大臣(地方創生担当)
内閣府特命担当大臣(規制改革担当)
内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長(福嶋尚人君) 日程第16、意見書案第5号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

[8番 本間一徳君登壇]

○8番(本間一徳君)

令和3年6月22日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 本間一徳

賛成者 同 上阿部公一

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第5号)

2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

提案理由

道内の全労働者216万人(うちパート労働者64.7万人)のうち、23.5万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。労働基準法第2条では、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねないことから、北海道最低賃金の改正を求め、意見書を提出するものです。

提出先 北海道労働局長

北海道地方最低賃金審議会長 各 通

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議がありますので、質疑を行います。

3番、志田君。

○3番(志田力君) 昨年度も同様の意見書が出され、今年度もまた同じようなこと私も申し上げなければならぬのですが、昨年度同様に今年度においても新型コロナウイルス感染症の影響

によって全国津々浦々中小、零細、特に零細企業、あるいは経営者は瀕死の状態に陥っております。それで、最低賃金を言うのは分かるのですが、労働者の立場も分かるのですが、この状況においてはやはり経営なり継続、それと雇用の確保が最優先されなければ、最低賃金云々を申し上げても雇用の確保がなされなければさらにワーキングプアを生んでしまう、そういうことで私は第一に雇用の確保を優先すべきだという立場で今回の意見書に対しても反対の意見を申し上げたいと思います。

それと……

○議長(福島尚人君) 質疑です。

○3番(志田 力君) そういう立場で昨年は申し上げましたが、それとここに、提案理由には個人消費にも触れておりますけれども、これはあくまでも個人消費については最低賃金と別途に考えるべきだと思いますが、そこら辺のことについても御意見を伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 御意見、お考えですね。

[何事か言う人あり]

○議長(福島尚人君) 3番、志田君。

○3番(志田 力君) 零細企業だとか、そういう経営者の事業の継続と、それから雇用の確保についての考え方と、それから個人消費についての考え方、これについて本間議員の考えをお聞かせ願いたいと。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 私のほうは、まず本文にも書かれてありますし、説明したとおりなのですが、パート労働者が今置かれている労働条件、賃金も含めてですけれども、使用者に対して非常に質問、上げてください、こういう労働条件はこういうふうにしてくださいとか、そういうものが言えない立場であります。その中で労働者側として連合北海道だとか各組合が中に入っていくという形になっていくわけですが、まずこの本文のほうに、最後の3番目のほうですけれども、中小、零細企業に対して支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を国に対して要請するというのも入っていますし、北海道と新ひだか町もそうなのですけれども、働く場所で最低賃金が北海道は全国に比べて低いほうになっています。北海道を出て、北海道外のほうに転住するだとか、いろいろ今出てきております。この新型コロナウイルス感染症の感染の状況でなお正職で働いている方がパート労働者として働くような立場にもなってきて、さらに道外に最低賃金の高いところ、働けるところという形で移動していくという形になっている状況にもあると私は思っています。この意見書については、北海道地方最低賃金審議会、こちらのほうは公益、労働者側と使用者側と5名ずつ選出されて、15名で協議をしていると。その中に北海道労働局という形で中に入って調整している。北海道の今の経済の状況踏まえてどうしていくかということ、賃上げするかしないか、その辺最低賃金の決定をしております。残念ながら去年最低賃金は据置きという形になりましたので、その状況によって最低賃金は決まっているということは皆さん御承知していただければと思っています。

以上です。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) これで質疑を終結いたします。

意見書案第5号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから意見書案第5号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立する者多数あり]

○議長(福嶋尚人君) 御着席ください。起立多数であります。

よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第17、意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

[8番 本間一徳君登壇]

○8番(本間一徳君)

令和3年6月22日

新ひだか町議会議員 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 本間一徳

賛成者 同 上谷園子

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第6号)

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

提案理由

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに、教職員を安定的に確保するためにも、この制度における国の負担率を1/3から1/2に復元することが重要です。

また、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。

国においては、義務教育費無償化、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、教育予算の確保・拡充・就学保障の充実を図るよう意見書を提出するものです。

提出先 衆議院議長

参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 各 通
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
内閣府特命担当大臣(地方創生担当)
内閣府特命担当大臣(規制改革担当)

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第18、意見書案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、本間君。

〔8番 本間一徳君登壇〕

○8番(本間一徳君)

令和3年6月22日

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者	新ひだか町議会議員	本 間 一 徳
賛成者	同	上 川 端 克 美
賛成者	同	上 畑 端 憲 行
賛成者	同	上 木 内 達 夫
賛成者	同	上 建 部 和 代

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第7号)

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

提案理由

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図るよう意見書を提出するものです。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣 各通
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第19、意見書案第8号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13番、建部君。

〔13番 建部和代君登壇〕

○13番(建部和代君)

令和3年6月22日

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 建部和代

賛成者 同 上池田一也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第8号)

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書について

提案理由

教育の現場では、「GIGAスクール構想」の一環で、児童・生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められています。すべての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるよう、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーション（IT化を超え全般をデジタル化して新たな価値を作り出すこと）に対応する教職員研修のあり方や学校教育予算の充実・確保とそのあり方等について適切に検討を進めるため意見書を提出致します。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 各通
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について

○議長(福嶋尚人君) 日程第20、委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、委員会で審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに決定いたしました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福嶋尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

16番、城地君。

○16番(城地民義君) 1点質問させていただきます。

報告書の、ページ数言ったほうがいいのか、5ページの7の委託業務に係る入札の執行の、その欄の、表の2段目、老朽管更新工事実施設計業務委託、落札金額で1,700万円、消費税入れると1,900万円_____この中、配水管ですから、パイプラインだけだと思うのですが、当初予算で見るといろいろルートというのですか、配水管の、パイプラインの工事のルートがいろいろとあると思うのですが、今回この1,700万円の中の内容、言いたいのは配水管何ミリが何メートルぐらいで、何路線があつて、この事業を直営でやらないで委託にするのかということと、それからこの1,700万円の中身、予算にあつたと思うのですが、全部いわゆる町費、単費になるのか、この1,700万円のうちの財源的に起債、あるいは補助対象の分があるのか、概略でもいいですから、説明お願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 桂田上下水道課長。

○上下水道課長(桂田達也君) この委託の内容ですけれども、国道の静内の大橋、静内川に架かっている橋がありますけれども、あれの桁の中に水道の配水管、それから送水管を兼ねた管が添架されていて、これが昭和四十何年でしたか、かなり老朽化が進んでおりまして、それから桁の中でつり金具でつっているのですけれども、海に近いところでもあつて、かなりさびてきて、欠損している部分があつて、開発のほうからもいろいろ御指摘を受けながら進めてきているところなのですけれども、このたびこの1,700万円の中で今の管を利用しながらどこか仮設をして、そして本設をするという内容の設計委託と。それから、管が新しくなるものですから、荷重に耐えられるかどうかということもあつて、その辺の詳細の設計を行うために委託を出しています。それから、水道施設整備費の国庫補助なのですけれども、約4割が補助金で、ほかは起債でございます。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) ということは、確認、いわゆる静内、2級河川の道河川の、静内橋ですね、あれ。その、国道235号線、これの添架管がある程度年数たつて、更新の時期が来たので、開発との協議の中で進めるのだと、こういうことなのですね。これ_____国道ですから、国道の占用していますよね。占用しているとすれば、私が記憶するあれでは国からの、国というか、国道の道路管理者のほうからも、当初の設置条件にもよりますけれども、ある程度助成金というのかな、交付金、助成金、これも条件によっては出されるというか、助成されるのでないかというように思うのですが、全て町側のほうの水道管理者がやるということなのですね。私の経験ではある程

度の占用条件でそういうことも可能ではないかというふうに思うのですが、その辺りどうなのでしょう。

○議長(福嶋尚人君) 桂田上下水道課長。

○上下水道課長(桂田達也君) 橋の架け替えとか、橋の工事が絡んできて、それとともに水道管の工事をするとか、そういった場合だと補償費ですとか、そういうのもありますけれども、今回はあくまでも単独というか、国庫補助なのですけれども、水道管のかけ替えということでございますので、補助と起債との併用で行うということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 再確認、分かりました。

それで、工法によっては橋梁、またこれ国道ですから、極端な話、橋がある一定の年数が来て、長寿命化等で国側のほうで橋架け替えするなんといったって再度また町のほうでやらなければならないですね。そのときに条件あると思うのですが、私の聞きたいのはあくまでも今回は橋梁添架で、国の橋梁に添架していくのだと。しかしながら、比較設計して、静内川、長いスパンの河川ですけれども、極端な話は水深で、川底でやるというのも一つの方法なのですけれども、そういうことも考えて、比較設計してやるということなのか、あくまでも橋梁に添架するという方向でやるのか、その辺りのところ最後聞かせてください。

○議長(福嶋尚人君) 桂田上下水道課長。

○上下水道課長(桂田達也君) 川下を推進するか、それから今のままのような水道の添架というか、そういう工法でするのか、いろいろな方法を検討して、経済的なものを選択をして、そして工事をしていきたいという内容でございます。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福嶋尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和3年第3回新ひだか町議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 3時32分)